

豊田市情報化施策



平成21年4月

豊田市

目 次

第1章 情報化施策 の策定にあたって

- | | |
|----------|----|
| 1 策定の背景 | 2 |
| 2 豊田市の現状 | 5 |
| 3 計画期間 | 17 |

第2章 基本方針と目標

- | | |
|--------|----|
| 1 基本方針 | 19 |
| 2 目標 | 20 |

第3章 情報化施策 の方向性

- | | |
|----------------|----|
| 1 目標1 市民満足度の向上 | 22 |
| 2 目標2 行政基盤の充実 | 23 |
| 3 目標3 安全・安心な環境 | 24 |

第4章 個別施策

- | | |
|------------|----|
| 1 市民満足度の向上 | 26 |
| 2 行政基盤の充実 | 35 |
| 3 安全・安心な環境 | 47 |

第5章 推進体制

- | | |
|----------|----|
| 情報化の推進体制 | 53 |
|----------|----|

資料編

- 用語集

第1章

情報化施策 の策定にあたって



1 策定の背景

(1) 国のIT戦略

情報通信技術(IT)の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊急性から、国においては平成13年1月に「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家になる」という目標を掲げ「e-Japan 戦略」を策定し、積極的にIT化に取り組んできました。また、「電子政府構築計画」の策定や「行政手続オンライン化三法」の施行など利便性の高い行政サービスの実現に向けた基盤整備が着実に進められ、この結果、ブロードバンドサービスの利用の拡大や高機能の携帯電話の普及、電子商取引の活発化などが進むとともに、インターネット利用料金の低価格化、速さは世界一の水準まで達しました。

その一方で、行政サービスや医療、教育分野等でのIT利用・活用における国民満足度の向上、地域や世代間等における情報活用における格差の是正、セキュリティ対策や防災・災害対策の促進、企業経営におけるITの活用や産業の国際競争力の強化、国際貢献等について、依然として課題が存在しています。このため平成18年1月に「IT新改革戦略」を策定し、ITの特性を利用者視点に立って有効に使い、国民生活及び産業競争力の向上に努めるとともに、日本社会の抱える社会的課題を改革していくことに取り組むこととしています。

また、行政分野においても、平成19年3月に「新電子自治体推進指針」を策定し、市民に直結する地方公共団体の電子化の推進とITを活用した市民サービスの利便性の向上、簡素で効率的な行政運営の実現を図り、「世界一便利で効率的な電子行政」を実現することを目標としており、本市としてもこれまで以上に電子市役所構築への取り組みを推進していく必要があります。

図表 1-1 国におけるIT戦略の流れ

年 月	計 画
平成12年11月	IT基本戦略決定、IT基本法成立
平成13年1月	IT戦略本部内閣に設置、e-Japan 戦略決定
平成13年3月	e-Japan 重点計画決定
平成14年6月	e-Japan 重点計画-2002 決定
平成15年7月	e-Japan 戦略 決定
平成15年8月	e-Japan 重点計画-2003 決定、電子自治体推進指針策定
平成16年2月	e-Japan 戦略 加速化パッケージ決定
平成16年6月	e-Japan 重点計画-2004 決定
平成17年2月	IT政策パッケージ-2005 決定
平成18年1月	IT新改革戦略決定
平成18年7月	重点計画-2006 決定
平成19年4月	IT新改革戦略政策パッケージ決定
平成19年3月	新電子自治体推進指針策定
平成19年7月	重点計画-2007 決定
平成20年2月	ITによる地域活性化等緊急プログラム
平成20年6月	IT政策ロードマップ
平成20年8月	重点計画-2008 決定

(2) 愛知県のIT施策

愛知県は、県と県民がITを活用した新しい将来の姿を共有し、それに向けてともに歩いていくための総合指針として、平成14年3月に「あいちITアクションプラン」を策定し、そこで掲げられた施策の推進を図ってきました。この「あいちITアクションプラン」は、平成17年度を目標年次とし、重点的に整備を進めることとされた情報通信基盤整備を中心として、概ね当初の目的は達成されました。

今後は、これまでに整備された情報通信基盤を最大限に活用し、直接的に県民の利便性向上につながるような取り組みに力点を移し、安全・安心分野、文化・教育分野、環境分野、産業振興・研究開発分野など、個々の様々な分野で取り組みを進めていくこととなりました。

愛知県の方向性を明らかにする地域づくりの羅針盤である「新しい施策の指針～今を超え、さらに世界で輝く愛知づくり」が平成18年3月に策定されました。この政策指針は、2015年に向けての基本目標となっています。

コンピュータや情報通信などIT関連の分野は非常に変化が早く、10年先を見通すことも容易ではないため、「あいちITプラン2010」の目標年次は、2006年度から2010年度までの5か年となっており、次のような重点取組課題を設定して推進を図っていくこととしています。

図表 1-2 「あいちITプラン2010」の個別施策

- IT利活用による日常生活の利便性向上
 - ・ 県民への情報発信
 - ・ 医療福祉分野でのIT活用
 - ・ ITを利用した安心安全なまちづくり
 - ・ ITによる循環型社会
 - ・ 文化情報の発信
- 電子自治体の高度化とセキュリティの確保
 - ・ 電子自治体構築に向けた情報基盤の充実
 - ・ 情報基盤の利活用促進
 - ・ 情報セキュリティの確保
- デジタル・デバイドの解消 - 特に地理的な情報格差の解消
 - ・ IT社会を支える人づくり
 - ・ 地理的な情報格差解消
- ITSの先進県を目指して
 - ・ ITSの先進県を目指して
- ITを活用した産業の振興
 - ・ IT産業の発展支援
 - ・ 既存産業の高度化

(3) 豊田市における情報化施策

国が平成12年8月に策定した「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」の中で、地方公共団体において早急に取り組むべき事項として『行政におけるネットワーク化の推進』をはじめ9つの項目が掲げられました。

豊田市においては、合意形成、迅速性、コスト意識に根ざした行政経営を実現するため、豊田市行政経営システムの推進の中でITの活用が求められています。

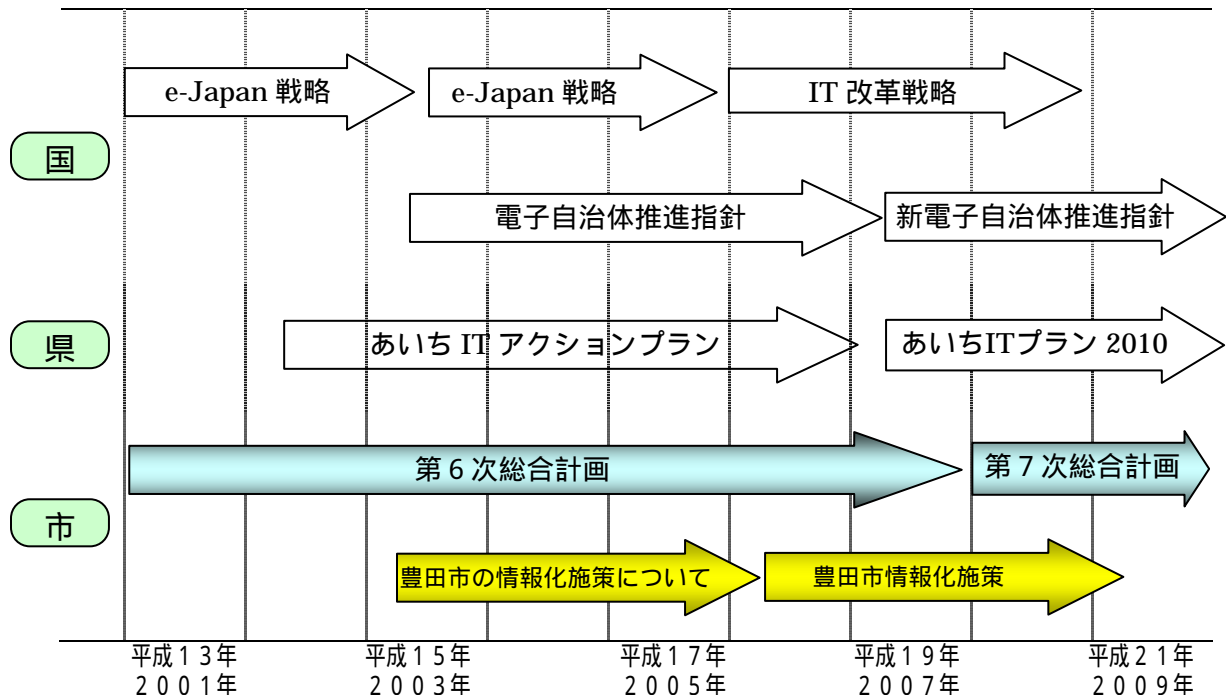
このような背景から、本市における情報化の取り組みについてまとめる必要性が高まり、情報化推進計画策定研究会を組織し、「情報化とは、情報システムや情報通信技術を利用して市民サービスの向上や行政事務の効率化を図り、市民とのコミュニケーションを進めること」と定義し、当面（平成15年度～平成17年度）取り組むべき施策について検討を行い、「豊田市の情報化施策について（報告書）」をまとめました。

平成17年4月1日豊田市は、近隣6町村（足助町、藤岡町、旭町、稲武町、小原村、下山村）との合併により都市の構造が大きく変化したこと、「あいち電子自治体推進協議会」による県下自治体共同事業の推進並びにIT技術の急速な進歩を反映させること、により新たな施策の策定が必要となりました。

この施策においては、「情報化は、将来都市像をまちづくり基本条例に従い実現するため情報化のメリットを生かすこと」と定義し、まちづくりの方向性と市政経営の基本方針を縦軸・横軸として捉え、その交点に位置づけられる施策を実現する手段として「情報化」を活用し、これを情報化施策（個別情報化施策）とします。同時に個別情報化施策を支える基盤を整備する施策（個別情報化施策を支える施策）と情報化のデメリットを低減する施策（情報化のデメリットを解消する施策）を3本柱としてまとめました。

計画期間は、前計画と同様の3年間（平成18年度～平成20年度）としました。

図表 1-3 国・県のIT戦略と豊田市の状況



2 豊田市の現状

(1) 市民アンケートの実施

新たな情報化施策を策定するにあたり、市民や地域の情報化の現状やニーズを把握するため、市民・事業者・小中学生を対象としたアンケート調査を平成20年に実施しました。

図表 2-1 アンケート概要

アンケートの種類	対象	回収数	回収率
市民アンケート	3,000 件	1,223 件	40.8%
事業者アンケート	500 件	203 件	40.6%
小中学生アンケート	363 件	363 件	100.0%

インターネット利用状況

豊田市におけるインターネット利用率は、72.9%となっており、平成17年に実施した前回の調査における64.9%から8.0%の増加が見られます。

インターネットの利用状況については、携帯電話やPHS、スマートフォンなどの携帯端末やインターネット接続可能な携帯ゲーム機などを利用し、外出先で利用したことがあるという回答が31.2%となり、モバイル環境でのインターネット利用が普及している事が分かります。

図表 2-2 インターネット利用率（場所別）

平成 17 年度	平成 20 年度			
		(自宅)	(自宅以外)	(外出先)
64.9%	72.9%	65.2%	38.2%	31.2%

年代別のインターネット利用率を前回の調査と比較してみると、高年齢層の利用率が大きく伸びている事が分かります。

図表 2-3 インターネット利用率（年代別）

調査年度	29 歳以下	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上
平成 17 年度	92.6%	86.1%	77.0%	54.9%	22.5%
平成 20 年度	90.4%	93.6%	82.1%	71.4%	49.1%

また、小中学生アンケートでは、インターネット接続機能付き携帯電話の有無と、小中学生自身が好きなときに利用できるパソコンの有無について、前回調査と比較して若干の増加が見られました。

図表 2-4 小中学生における携帯電話・パソコンの利用

調査年度	インターネット接続機能付 携帯電話・PHS	好きなときにいつでも自由に 使うことができるパソコン
平成 17 年度	26.3%	64.7%
平成 20 年度	28.7%	69.4%

若年層から高齢者層まで、広い年代でのインターネット利用が広まっていると言えます。

自宅におけるインターネット接続の回線については、CATV の利用者が多く、次いで ADSL と光通信サービス (FTTH) の利用者が多くなっています。

また、採算性等の問題から民間事業者の進出が容易ではない山間地域においては、ISDN・アナログ回線によるインターネット接続となっています。

図表 2-5 自宅のインターネット接続環境

CATV	ADSL	光通信 サービス	携帯・PHS	ISDN・ アナログ	その他	接続して いない	無回答
26.2%	14.8%	14.1%	13.4%	4.3%	2.9%	19.0%	5.4%

企業におけるインターネット接続状況についても、接続している企業が前回と比較して増加しています。

特に、個人経営の企業におけるインターネット接続割合は大きく増加しています。

図表 2-6 企業のインターネット接続状況 (規模別)

企業規模	平成 17 年度	平成 20 年度
全 体	66.5%	89.9%
大 企 業	100.0%	100.0%
中小企業	70.1%	89.8%
個人経営	52.9%	87.0%

家庭にどのような情報機器があり、どの程度の機器がインターネットに接続されているかについては、パソコンや携帯電話以外にも、テレビやレコーダー、ゲーム機などについても一定の所有割合があり、わずかながらもこれらの機器についてインターネットに接続されています。

図表 2-7 情報機器の所有及びインターネット接続状況

情報機器	機器所有割合	インターネット 接続割合
パソコン	84.4%	71.1%
携帯電話・PHS・スマートフォン	87.4%	41.9%
地上デジタル放送対応テレビ	54.0%	3.4%
地上デジタル放送対応レコーダー	27.1%	1.3%
インターネット接続可能な家庭用ゲーム機	23.1%	5.4%
インターネット接続可能な携帯ゲーム機	15.3%	3.8%
その他	0.9%	0.0%

今後は、パソコンや携帯電話だけでなく、様々な形態の情報機器によるインターネット利用が進む事が予想されます。

情報の入手手段

市民が日常生活に必要な情報入手する手段は、テレビ、新聞が多い中、パソコン向けホームページが19.6%、携帯端末向けホームページが4.1%、メールマガジンが1.2%と、インターネットを利用した情報の入手も一定の割合で見られました。

また、地上デジタル放送におけるデータ放送も5.0%とある程度の割合がある事も分かりました。

図表 2-8

日常生活に必要な情報の入手手段（3つまで選択）

手段	割合
テレビ	68.9%
新聞	65.7%
雑誌・情報誌	21.4%
パソコン向けホームページ	19.6%
回覧版	16.0%
ラジオ	13.7%
データ放送（地上デジタル放送）	5.0%
携帯端末向けホームページ	4.1%
メールマガジン	1.2%
その他	0.7%
広報紙	0.2%

また、豊田市が発信する情報入手する手段については、広報紙や回覧版の割合が高く、パソコン向けホームページや携帯端末向けホームページについては、日常生活に必要な情報の入手手段と比較して割合が低い結果となりました。

図表 2-9

豊田市が発信する情報の入手手段（3つまで選択）

手段	割合
広報紙	64.5%
回覧版	48.1%
新聞	23.5%
パソコン向けホームページ	17.2%
テレビ	13.2%
雑誌・情報誌	7.3%
データ放送（地上デジタル放送）	4.3%
ラジオ	2.2%
携帯端末向けホームページ	2.1%
その他	2.1%
メールマガジン	1.4%

そして、豊田市が情報を発信する手段として充実を希望する手段については、広報紙の充実を望む割合が高い一方、パソコン向けホームページが22.8%と高い割合で充実を望まれています。

また、データ放送（地上デジタル放送）についても12.0%と、充実を希望されている事が分かりました。

図表 2-10

充実を希望する情報の発信手段（3つまで選択）

手段	割合
広報紙	36.7%
パソコン向けホームページ	22.8%
回覧版	20.4%
テレビ	13.6%
新聞	12.3%
データ放送（地上デジタル放送）	12.0%
携帯端末向けホームページ	8.3%
雑誌・情報誌	7.7%
メールマガジン	4.1%
ラジオ	2.2%
その他	2.2%

手続きのオンライン化

手続きのオンライン化については、スポーツ施設予約システム(TOSS)や図書検索・予約システムについては4割程度の認知がありますが、実際に利用した事がある割合は低いものとなりました。

また、あいち電子申請・届出システムとあいち簡易電子受付サービスについては、認知割合、利用割合ともに低いものとなりました。

図表 2-11 インターネットを利用した手続、申込の認知と満足の割合

システム		認知割合	利用割合
行政手続の電子受付	市民	28.5%	3.2%
	企業	38.9%	6.9%
意見募集や参加者募集の電子受付		15.8%	1.1%
スポーツ施設の予約		42.4%	9.0%
図書館の図書検索・予約		43.2%	14.7%

インターネットを利用した手続き、申込みを多くの人に利用してもらうために必要だと思われる事についても、「システムが使いやすいこと」の59.2%に次いで、「インターネットを利用した手続き、申込みができるということ」を幅広く知ってもらうことが29.1%となっています。

図表 2-12 多くの人にインターネットを利用した手続きを利用してもらうために必要と思われること(2つまで選択)

必要と思われること	割合
システムが使いやすいこと	59.2%
インターネットを利用した手続き、申込みができるということ	29.1%
事前の準備に手間(窓口での登録が必要であるなど)がかからないこと	26.1%
事前の準備に費用(特別な機器の購入が必要であるなど)がかからないこと	20.0%
料金の割引など、インターネットを利用した手続き・申込みを利用した場合に特典を設けること	20.0%
料金の支払もインターネットからできるなど、利便性をより高めること	7.4%

手続きのオンライン化については、システムの使いやすさも重要ですが、まずはより一層の周知が必要です。

情報機器の操作に対する不安

情報化が進むにつれ、どのように生活が変化すると思うかという問いに対して、「生活が便利になる」の54.5%を「機械に弱い人が取り残される」が56.9%で上回るという結果となりました。

図表 2-13 情報化が進むことで生じる生活の変化（3つまで選択・上位5位）

変化	割合
機械に弱い人が取り残される	56.9%
生活が便利になる	54.5%
人と人とのふれあいが少なくなる	31.6%
情報過多になる	22.1%
プライバシーが侵害される	21.0%

また、情報通信技術の活用が進むことにより不安に思うこと、注意しなければならないと思うことについても、個人情報の漏えいを抑え「情報機器を簡単に利用できる人と、利用できない人との間に格差が生じること」が58.2%で1位となっており、第3位にも24.8%で「新しい情報機器（パソコン、携帯電話など）を使いこなすことが難しくなること」があります。

図表 2-14 情報通信技術の活用が進むことによる不安（3つまで選択・上位5位）

不安に思うこと、注意しなければならないと思うこと	割合
情報機器を簡単に利用できる人と、利用できない人との間に格差が生じること	58.2%
個人情報など、他人に知られたくない情報が漏えいしてしまうこと	41.5%
新しい情報機器（パソコン、携帯電話など）を使いこなすことが難しくなること	24.8%
情報が氾濫して、「どの情報が正しく、どの情報が自分に必要な情報なのか」がわからなくなること	23.8%
情報化ばかりが目立され、他にやらなければならないことがあるそかになること	21.0%

情報化が進むことで、情報機器の操作が困難になり、情報格差が広がる事に対する不安の声が大きいと言えます。

個人情報保護

市民アンケートにおける、今後情報通信技術の活用が進むことにより、不安に思うこと、注意しなければならないと思うことでは、個人情報の漏えいは41.5%の第2位でしたが、企業アンケートでも個人情報の漏えいが54.7%で1位となっています。

図表 2-15 情報通信技術の活用が進むことによる不安・注意事項
(3つまで選択・上位5位)

不安に思うこと、注意しなければならないと思うこと	割合
個人情報が漏えいすること	54.7%
機密情報が漏えいすること	41.9%
情報化ばかりが目され、他にやらなければならないことがおそくなること	27.1%
人と人との直接のコミュニケーションが減り、人間関係がうまくいかなくなること	25.6%
情報機器の故障などにより社会的な混乱が生じること	15.3%

小中学生アンケートについても、インターネットの世界が広まるにつれ不安に感じることで、「自分の情報が知らないうちに他の人の間に広がる不安」が多くを占めています。

図表 2-16 インターネットの世界が広まるにつれ不安に感じること(複数回答)

不安に感じること	割合
自分の情報が、知らないうちに他の人の間に広がる不安	54.0%
大切な情報が取られるのではないかと不安	40.5%
情報がいっぱいあって、何がなんだかわからなくなるのが不安	24.2%
これからインターネットが十分に使いこなせるか不安	22.9%
友達と会う時間が少なくなりそうで不安	12.1%
その他	9.9%

市民、企業、小中学生のどのアンケート結果からも個人情報保護への高い関心がある事が分かります。

(2) 情報通信基盤の状況

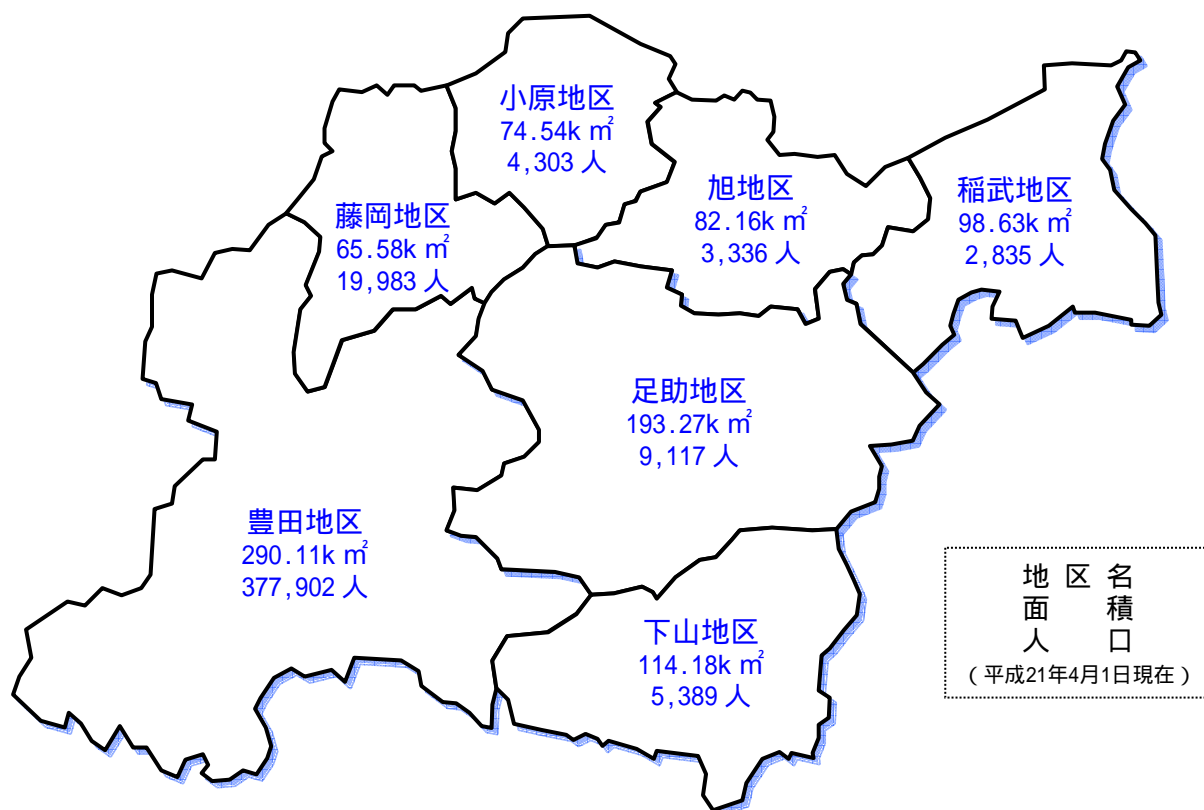
ブロードバンド環境等の情報通信基盤は、民間主導により都市部を中心にめまぐるしいスピードで整備が進んできました。しかし、条件不利地域である山間地域では、採算性等の問題から民間事業者の進出が容易ではなく、都市部との格差が広がりつつあります。

また、国の施策により、平成23年7月までに地上放送波が現在のアナログ波からデジタル波に移行されることにより、山間地域ではデジタル波の受信できない地域が発生し、その対策も必要とされています。

そうした状況のなか、本市は平成17年4月に7市町村で合併しましたが、その中には情報通信基盤整備に対して課題を抱える山間地域の町村も含まれ、合併協議の段階から、そうした町村からは情報通信基盤整備を望む声が高く、これまで国や関係事業者等の動向を注視しつつ、愛知県とも連携を図りながら、情報通信基盤整備に関する基本的な調査・検討を進めてきました。

平成20年1月、関係住民のニーズ等を把握しながら、山間地域における地域情報通信基盤整備の方向性を明らかにする「豊田市山間地域情報通信基盤整備計画」を策定しました。

図表 2-17 豊田市マップ



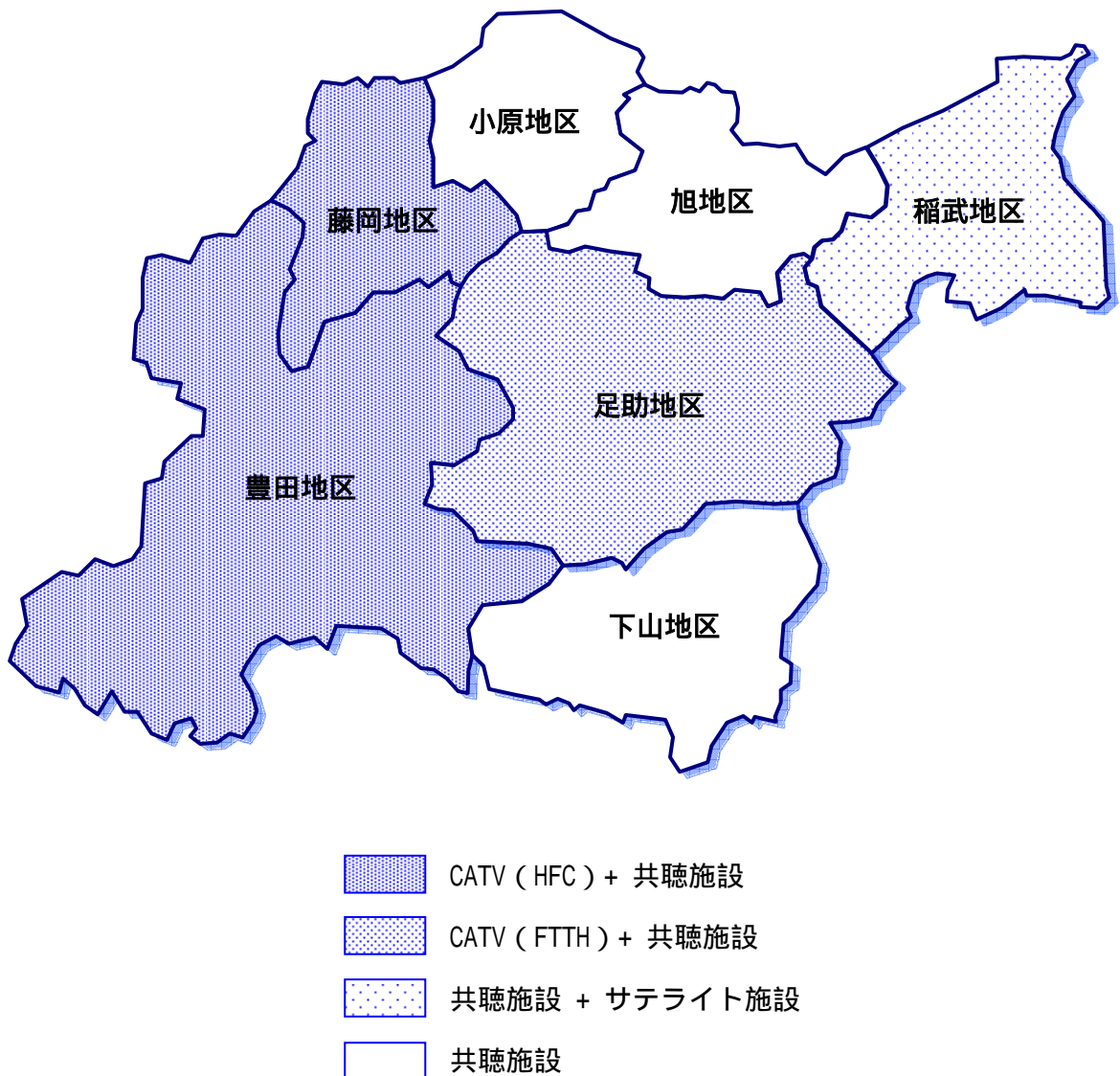
放送基盤の整備状況

各地区の放送基盤の整備状況は、豊田・藤岡地区においては、CATV事業者によりCATV（HFC方式）基盤が整備されています。

足助地区では、公設でFTTHの基盤が整備され、IRU契約により設備がCATV事業者に貸し出され、同事業者が放送サービスを行っています。

共聴施設は、全地区に整備されていますが、小原・下山・旭・稲武地区は山間地という地域性からテレビ難視聴地域が多数あるため施設数が多くなっています。また、稲武地区は、サテライト施設が整備されています。

図表 2-18 放送基盤整備エリア図



通信基盤の整備状況

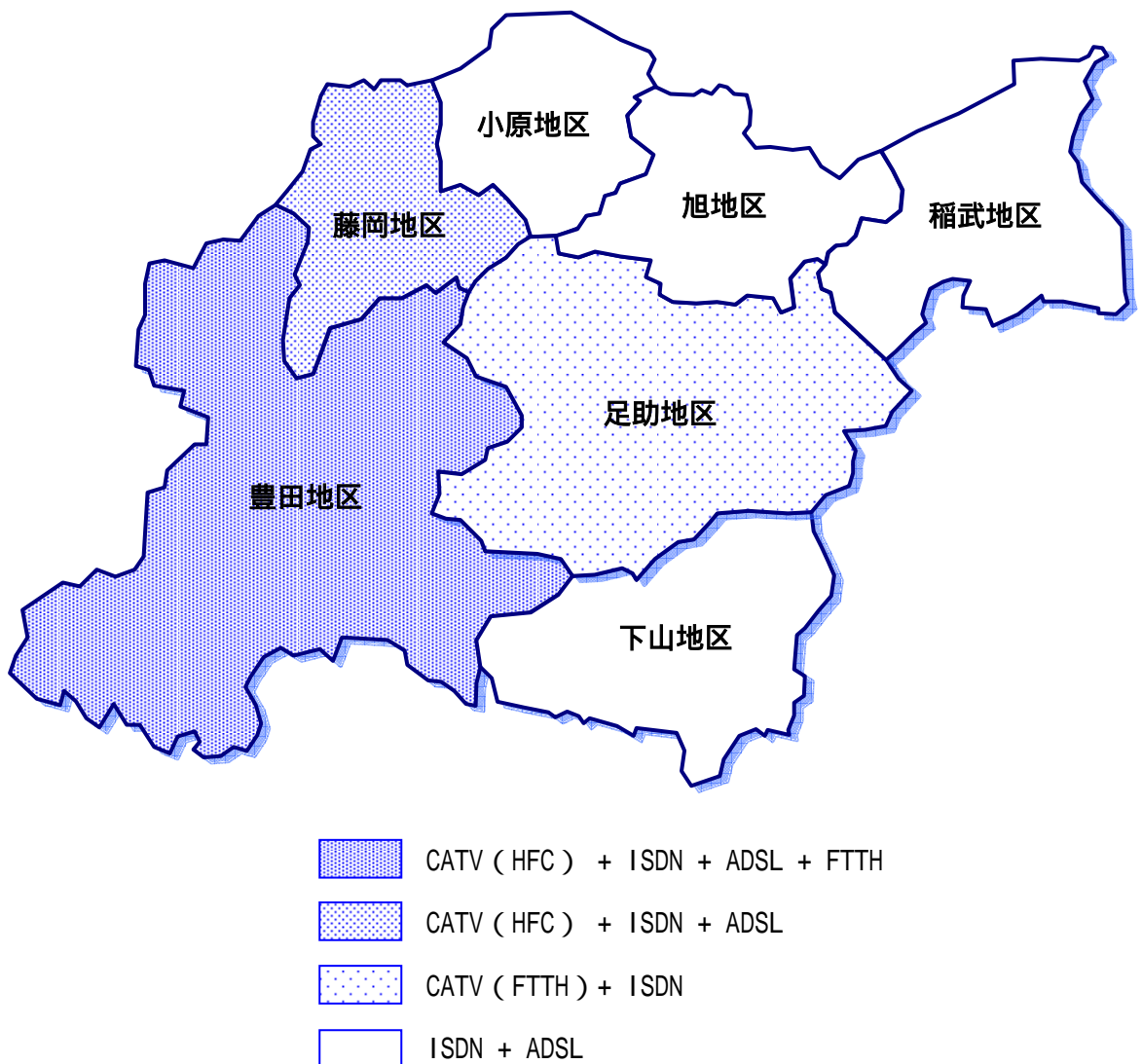
各地区の通信基盤の整備状況は、ISDNが全地区に整備されています。

ブロードバンド環境については、豊田・藤岡地区ではCATV事業者によりCATV（HFC方式）基盤が整備されているほか、豊田地区では民間事業者によるFTTHが整備されています。

足助地区では、公設でFTTHの基盤が整備され、IRU契約により設備がCATV事業者に貸し出され、同事業者がインターネットサービスを行っています。

ADSLは、足助地区を除く全地区で基盤が整備されていますが、局舎からの距離に依存するため各地区の全域で十分な利用環境とはいえない状況です。

図表 2-19 通信基盤整備エリア図



(3) 行政情報化の現状

豊田市の情報システムの現状

豊田市では行政事務の効率的な遂行を目的に、昭和46年12月汎用コンピュータを導入し、住民記録、税、福祉を中心とした基幹業務システムのすべてを職員による自主開発・運用・保守を原則としてきました。

平成17年4月1日近隣6町村との合併に伴い、保有データの増加、パソコン台数の増加など大量のデータ処理、多くのOA機器に対応するため、汎用コンピュータも高性能化し、平成16年度以降の情報システム経費が上昇してきました。

急速なコンピュータ技術革新により小型コンピュータの高性能化、低価格化に伴い、平成19年度より基幹業務システムを大型コンピュータから小型コンピュータに移行する(ダウンサイジング)ことにより経費削減を実現するため、平成22年1月を目標に移行作業を実施しています。

図表 2-20 豊田市の主な情報システム

分 類		主なシステム
汎用コンピュータ系 (住民情報系)	住民基本台帳系システム	住民記録情報システム 総合窓口システム 他
	税務情報系システム	市県民税システム 固定資産税システム 国民健康保険税システム 他
	福祉情報系システム	福祉情報システム 健康情報システム 他
汎用コンピュータ系 (内部情報系)	財務情報系システム	財務情報システム
	人事管理系システム	給与情報システム
	その他システム	公有財産管理システム 選挙システム 諸統計システム 他
クライアント/サーバ系システム その他個別導入システム		人事管理システム 戸籍総合管理システム 消防緊急情報システム 他
愛知県共同システム		電子申請・届出システム 電子調達共同システム
インターネット系システム		豊田市ホームページ 豊田市スポーツ施設利用システム 他
グループウェア系システム		豊田市総合文書管理システム 人事関係申請システム 災害情報支援システム 他

豊田市のネットワーク状況

行政情報ネットワーク

住民記録、税、福祉などの住民情報系、財務情報、人事管理などの内部情報系及び文書管理、人事関係申請などのグループウェア系で利用するネットワークとして本庁舎を中心に支所、出張所、図書館、美術館を含む183施設を光ファイバの専用回線で接続しています。

(本庁舎・合併6支所は100Mbps、その他は10Mbps、1Mbpsの回線)

総合行政ネットワーク(LGWAN)

あいち電子申請・届出システム、あいち電子調達共同システムなどのシステムや地方自治体間の情報共有に利用するネットワークとして、愛知県ネットワークオペレーションセンター(県NOC)と10Mbpsの専用回線で接続しています。

学校ネットワーク

学校教育におけるネットワークの整備については、セキュリティの確保とサーバ資産の共有化による経費節減のため、現在のところ市内小・中・特別支援学校103校のうち49校と教育センターのみをVPN接続し、ネットワークが構築されています。

その他の学校は、学校間や学校と教育委員会を結ぶネットワークは無く、今後の重要な課題となっています。

3 計画期間

本施策の対象期間は、平成21年度から平成23年度の3年間とします。

ただし、情報通信技術のめまぐるしい変化に対応するため、必要に応じて計画の改訂を行っていくこととします。

第2章

基本方針と目標



1 基本方針

ITは、行政にとってはより良い行政サービスを市民に提供するための手段であり、市民にとってもより良い生活を営むための手段であり、必要不可欠な社会基盤であります。今後はネットワーク化の進展により、「いつでも、どこでも、だれでもITを活用することができる」ユビキタス社会の実現に向けて社会全体が進んでいくものと予想されることから、国や県のIT戦略に関わる計画等との整合性を図りながら、ITの推進を図っていく必要があります。

平成20年3月、時代の変化に対応し、将来にわたって活力ある都市として発展していくため、市民と共に取り組むこれからのまちづくりの方向性を明らかにした「第7次豊田市総合計画」が策定されました。「第7次豊田市総合計画」においては、「人が輝き環境に優しく 躍進するまち・とよた」を将来都市像として掲げ、市民一人ひとりが安全・安心に暮らし、能力と個性を発揮して活躍できる社会の実現とそれぞれの特性を生かした個性豊かな地域の実現をめざすとともに、活力ある都市として成長していくため、環境に配慮したものづくりの先進都市をめざしていくこととしています。

本施策は、将来都市像「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」の実現を情報化の側面から推進するため、平成21年度から平成23年度までの3年間の主な情報化施策の方向性を示すものです。

第7次豊田市総合計画（新とよたプラン21）



2 目標

豊田市情報化施策の基本方針を達成するために、次の3つの目標を施策の柱として掲げ、情報化に関する施策や事業を推進します。

目標1 市民満足度の向上

ITを活用して市の保有する様々な情報を分かりやすく提供するとともに、市への申請・届出業務の電子化など、市のサービスをいつでも、どこでも、だれでも利用できる環境を整え、市役所の情報化を推進します。

さらに、利用者としての市民の視点に立った情報化を進め、市民サービスの利便性の向上を目指します。

目標2 行政基盤の充実

行政内部の情報化を進め、行政事務のより一層の効率化を図るとともに、これまでの情報システム全体の見直しを行い、情報化経費の適正化に努めます。

また、広域化した市域のどこにいても同様な市民サービスが提供できる高度情報通信基盤の構築を進めていきます。

目標3 安全・安心な環境整備

インターネットをはじめとするITの進化に伴い、ITに関する事故・犯罪も増加・高度化していることから、市民の個人情報や重要な行政情報の安全性・信頼性を高めるために情報セキュリティ体制の向上や職員一人ひとりの意識向上を進めていきます。

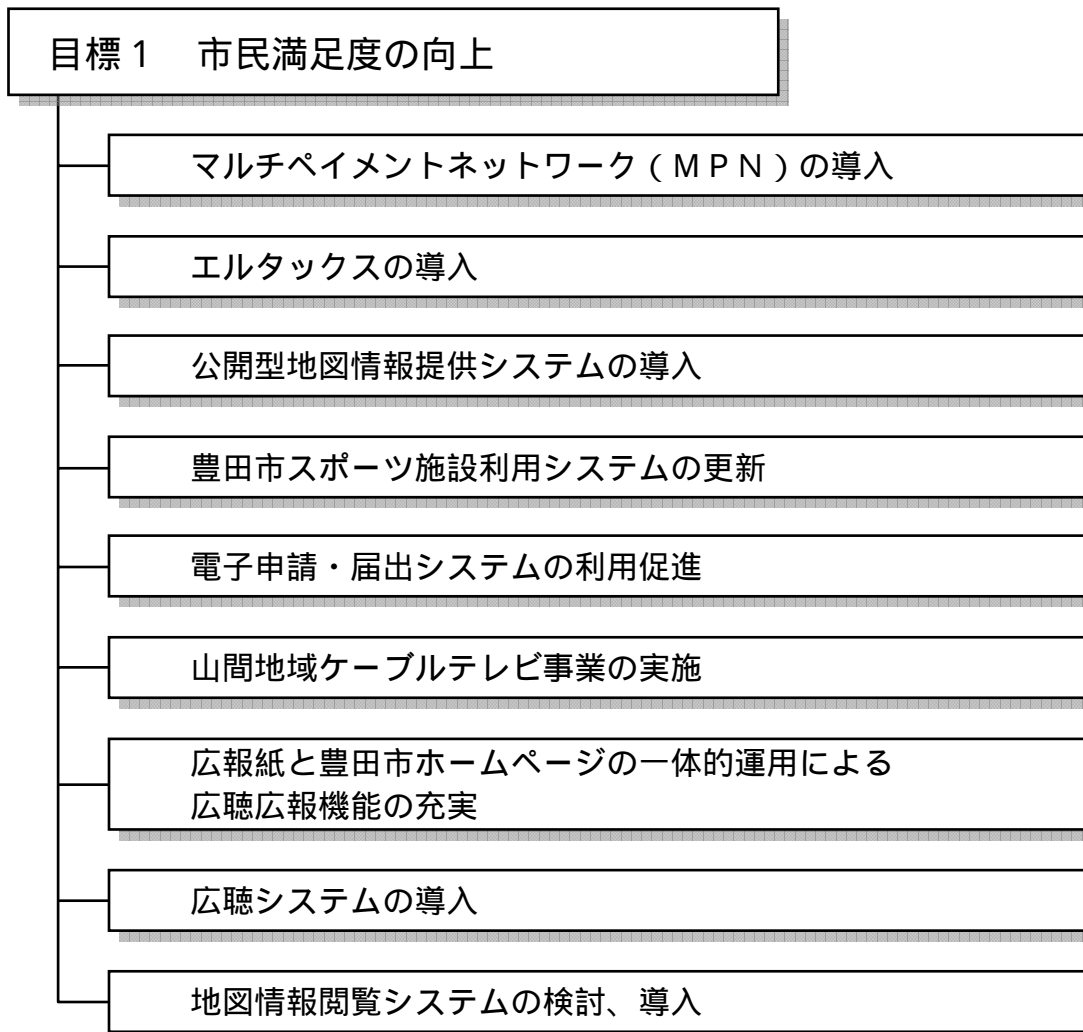
第3章

情報化施策 の方向性



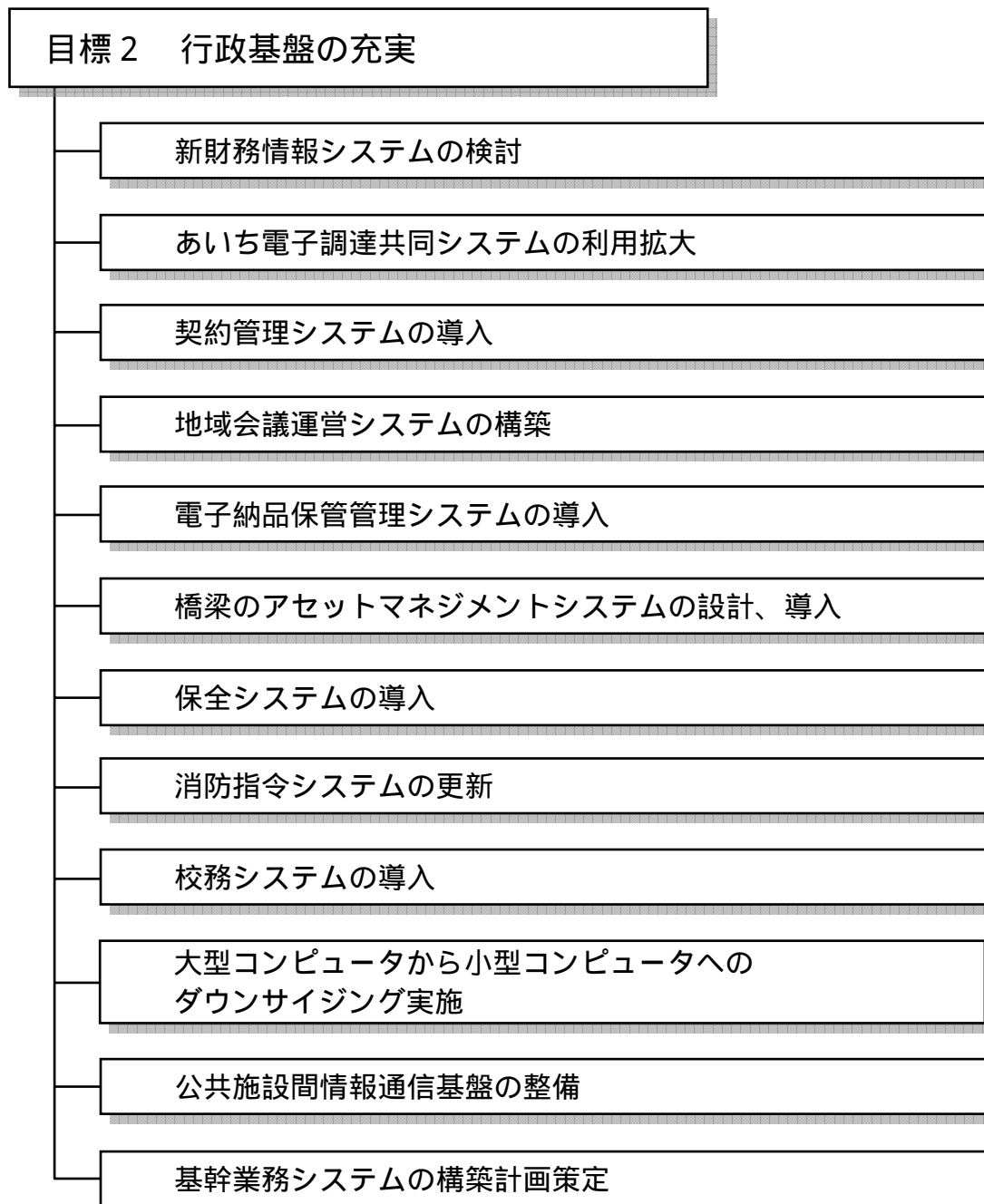
1 目標1 市民満足度の向上

ITを活用して市民サービスの向上や情報提供の充実を図り、市民満足度の向上を図るために、以下の9の方針により情報化を推進します。



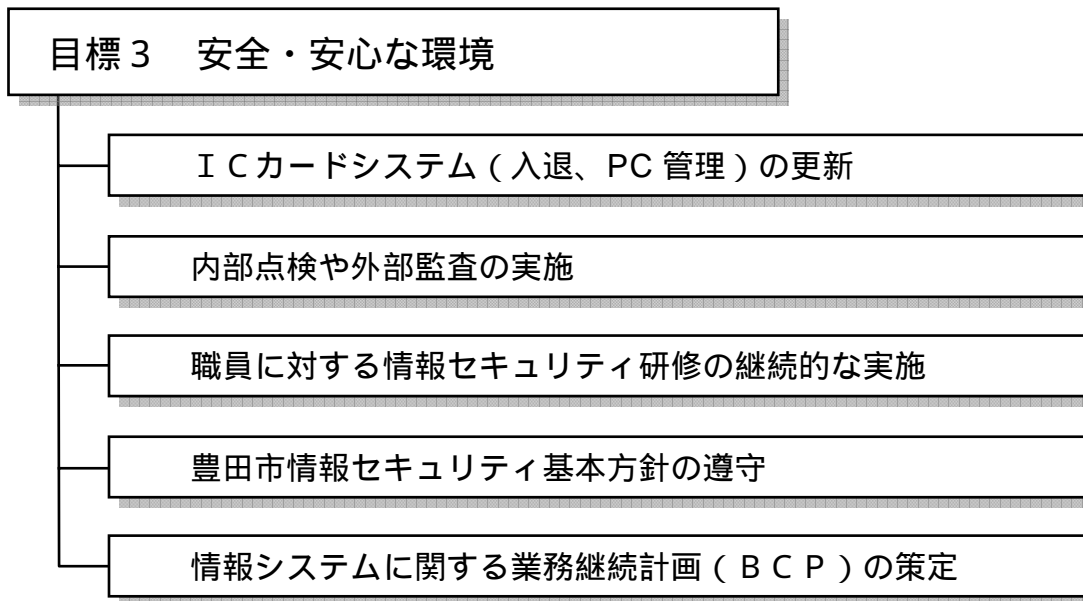
2 目標2 行政基盤の充実

行政事務のより一層の効率化を図るために、以下の12の方針により情報化を推進します。



3 目標3 安全・安心な環境整備

市民の個人情報や重要な行政情報の安全性・信頼性を高めるために、以下の5つの方針により情報化を推進します。



第 4 章

個別施策



1 市民満足度の向上

(1) マルチペイメントネットワーク (MPN) の導入

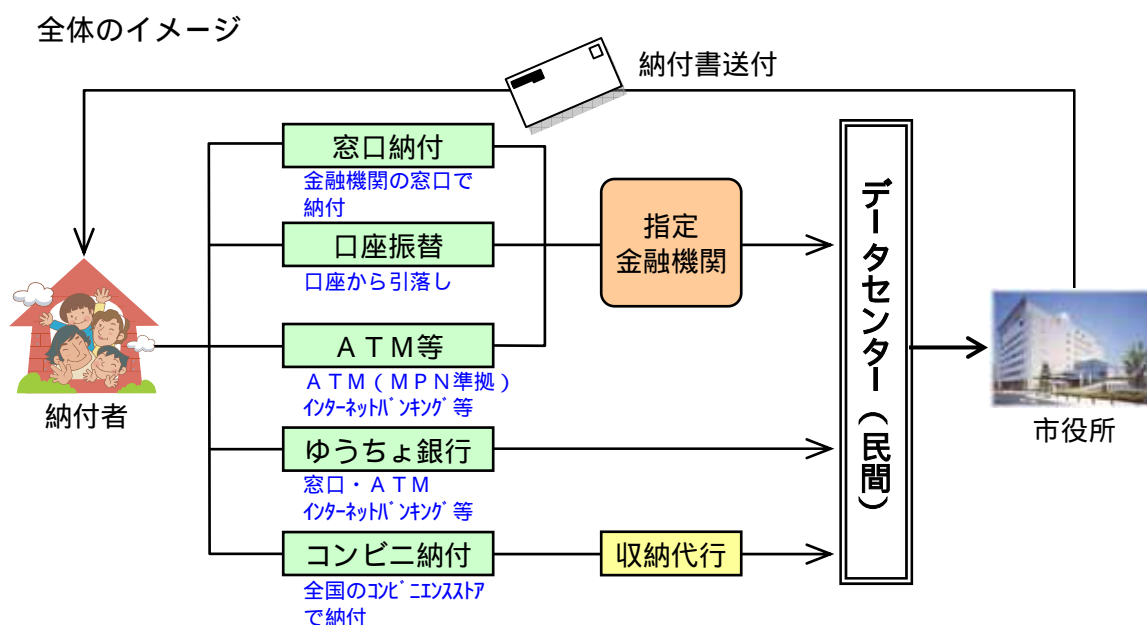
現在、市税の納付書で納付可能な金融機関等は、指定金融機関等と東海4県のゆうちょ銀行・郵便局に限られています。

ただし、滞納者でコンビニエンスストアでの納付希望者には、コンビニ専用納付書を再発行、また、東海4県以外のゆうちょ銀行・郵便局での納付希望者には、専用振替用紙を再発行しています。

マルチペイメントネットワークとは、収納機関（自治体）と金融機関間の様々な決済に関わるデータを転送するためのインフラ（システム）です。マルチペイメントネットワークを活用することにより、市税・公共料金等を金融機関のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM（MPN準拠）から支払えるようになるサービスです。

平成21年度から市税にマルチペイメントネットワークを導入し、納付書をMPN標準様式に統一することにより、指定金融機関等、全国のゆうちょ銀行・郵便局及び全国のコンビニエンスストア、ATM（MPN準拠）、ネットバンキングで納付できるようになります。

平成22年度以降は、市税の納付状況を検証しながら、市税以外の保険料、負担金などについてもマルチペイメントネットワークの導入を検討していきます。



図表 1-1 実施計画

主管課	納税課、情報システム課 他		
今後の取組み	市税導入における効果を検証し、市税以外への導入を検討		
施策推進スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	市税導入・運用		
		市税以外への導入検討	

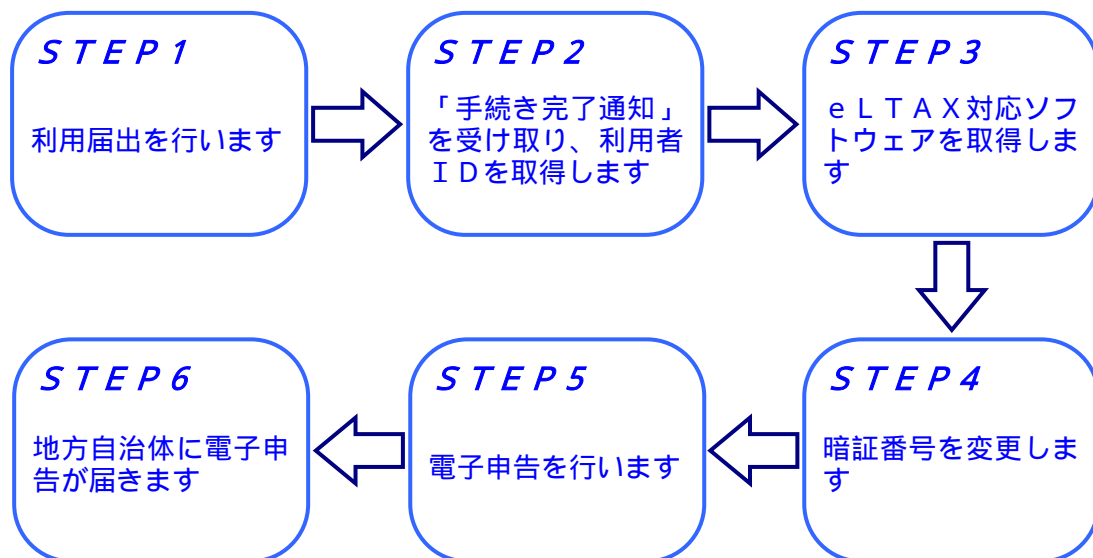
(2) エルタックスの導入

地方税の手続きにインターネットを利用して電子的に行う「地方税ポータルシステム（エルタックス eLTAX）」は、地方公共団体で組織する（社）地方税電子化協議会が運営しており、すでに全国47都道府県、17政令指定都市ほかで導入されています。

エルタックスはインターネットを利用するため、自宅やオフィスなどから申告手続きが24時間可能となり、受付窓口も一元化されているため複数の自治体へ一括して申告データを送ることができます。また、税額の自動計算機能など申告書作成機能もついているため申告作業の効率化が図られます。

豊田市においては、市民や事業者の利便性の向上や税務事務の効率化を図るため、平成22年1月から法人市民税、固定資産税（償却資産）、事業所税及び個人住民税に係る給与支払報告書について電子申告の運用を開始する予定です。

eLTAXご利用の流れ



図表 1-2 実施計画

主 管 課	市民税課		
今後の取組み	利用促進PRを行い利用率の向上を図る		
施策推進スケジュール	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	導入準備	導入・運用開始（利用促進PR）	

(3) 公開型地図情報提供システムの導入

豊田市ホームページの地図情報提供サービスは、平成14年度より「わが街ガイド地図サービス」、「豊田市都市計画情報サービス」を開始しました。

「わが街ガイド地図情報サービス」は、地図、住所、公共施設からの検索により、公共施設、こども園、学校、公園、広場の周辺地図が表示されます。

「豊田市都市計画情報サービス」は、住所、地図から検索した地区の用途地域、防火準防火地域など10種類の情報が表示されます。

現在、行政事務で地図情報が必要な部署では、個別に地図情報データを作成、保管しております。この中から市民生活において有益と考えられる情報を選択し、豊田市ホームページ上で、「豊田市地図情報サービス」としてリニューアルしていきます。

「豊田市地図情報サービス」サンプルイメージ



◀ テーマごとに分類し、分かりやすく表示

↓ 地図画面を見ながら住所検索等ができる

↓ テーマを切り替えて様々な地図が見られる

図表 1-3 実施計画

主管課	情報システム課 他		
今後の取組み	常に最新の情報を提供できるよう随時更新する		
施策推進スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	導入・運用開始		

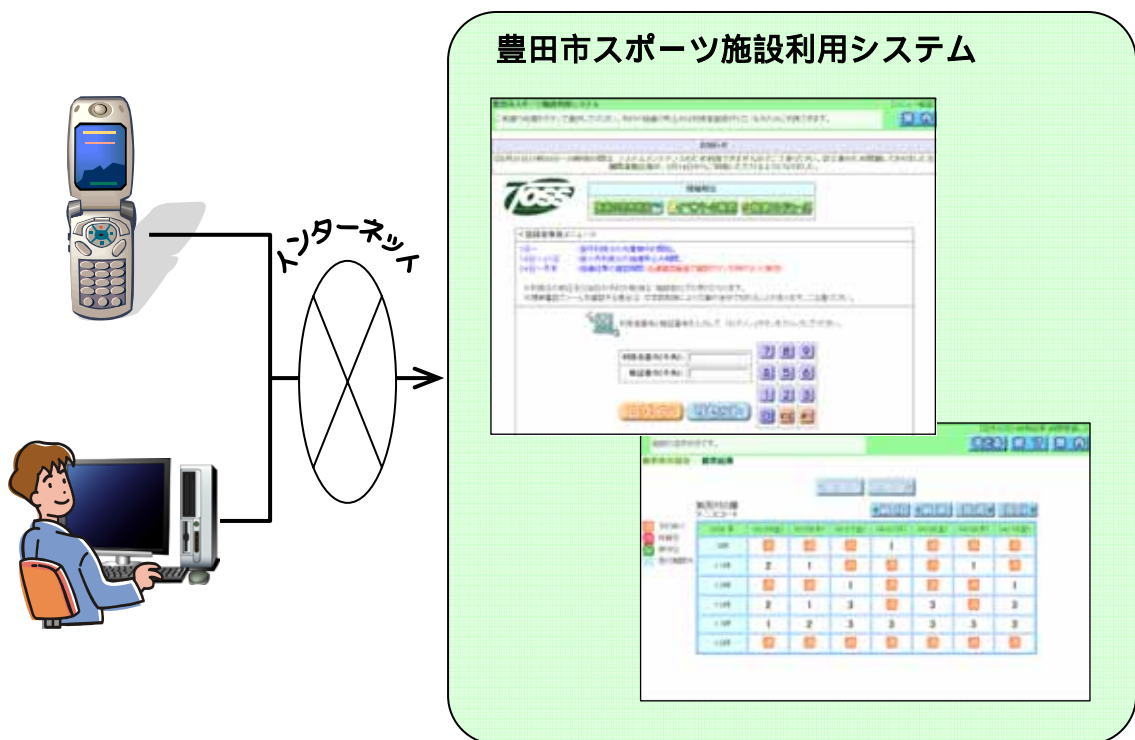
(4) 豊田市スポーツ施設利用システムの更新

逢妻運動公園はじめ51のスポーツ施設の利用予約を行うことのできる「豊田市スポーツ施設利用システム」(通称「TOSS」: Toyota city Sports facility reservation System)は、多くのスポーツを愛する方を中心に市民のみなさまに利用されています。

現行システムは、従来の専用端末からの利用に制限された利便性の悪さを解決し、時間と場所に制約されず自宅や携帯電話からも利用できるように、時代の主流であるインターネット網を活用したシステムとして大きくリニューアルし、平成17年1月より稼動しました。

稼動から4年余りが経過し、システムを支える機器の経年劣化が心配されます。機器の更新を中心に、利用者みなさまからの意見を参考にして、より利用しやすいシステムに更新していきます。

システムのイメージ



図表 1-4 実施計画

主管課	スポーツ課		
今後の取組み	利用しやすいシステムの検討		
施策推進スケジュール	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	導入準備	導入・運用開始(利用促進PR)	

(5) 電子申請・届出システムの利用促進

愛知県及び県内市町村（名古屋市を除く）で組織する「あいち電子自治体推進協議会」において共同開発し、平成17年1月より28種類の申請届出から稼動しました。現在、中核市手続き12種類を含む56種類の申請届出を行うことができます。しかしながら、住基カードを用いた個人認証を行う必要があるなど利用に当たって設備投資を必要とする申請も一部あり、利用が進んでいない現状があります。協議会としては手続きの拡張よりも、使いやすさ、利便性の高さを市民のみなさまへ周知する必要があると考えています。

豊田市が主催や協賛する各種イベントにおいて、「電子申請や届出ってどんなものなの？」という素朴な疑問にお答えしたり、実際に電子申請の利便性を体験できる「電子申請体験コーナー」を開設し、システムの利用促進を進めていきます。

また、同時に導入したあいち簡易受付サービスを利用して、高いセキュリティ環境下でのイベント申し込みや意見受付を実施し、身近な出来事を通してネットワークを利用したサービスの拡張と、電子申請・届出につながる普及活動を進めていきます。

平成22年度に電子申請・届出システムの機器更新を控えていることから、平成21年度には次の3点を基本方針として新しいシステムの構築を実施していきます。

ユニバーサルデザインに対応したシステムとする

原則24時間365日稼動することを前提とし、99.5%の可用性（システムの壊れにくさ）を保障するシステムとする

個人情報の保護に徹した機密性の高いシステムとする

図表 1-5 実施計画

主 管 課	情報システム課		
今後の取組み	個人認証を必要としない申請・届出の拡大		
施 策 推 進 スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	継続的な取り組み		
	新システム構築	新システム移行、運用開始	

(6) 山間地域ケーブルテレビ事業の実施

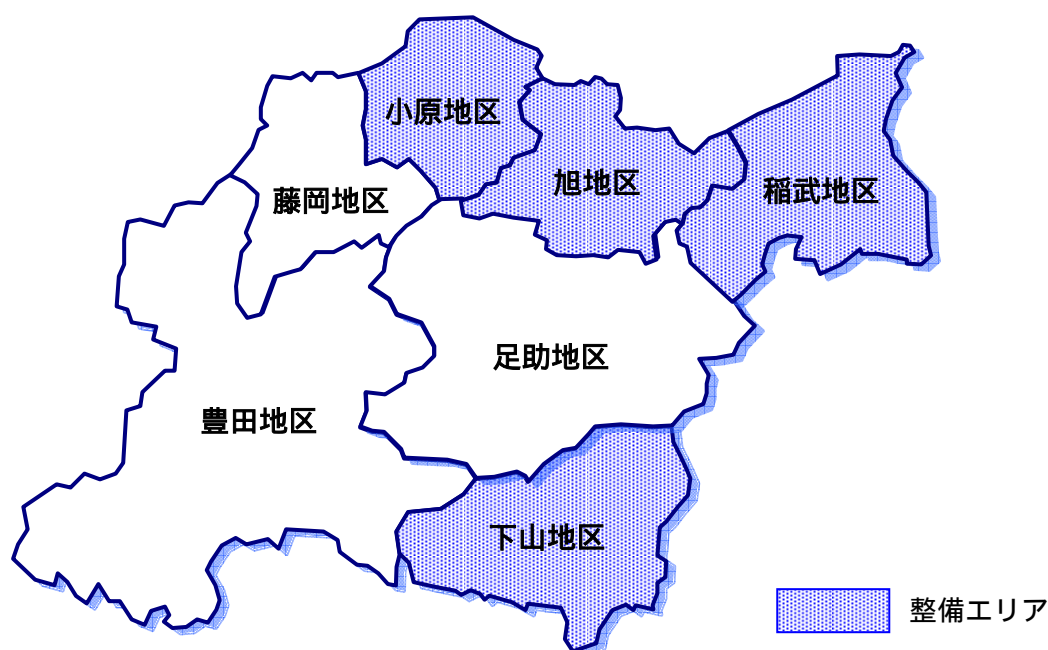
国の施策により、平成23年7月までに地上放送波が現在のアナログ波からデジタル波に移行されることにより、山間地域ではデジタル波を受信できない地域が発生しています。

また、ブロードバンド環境等の情報通信基盤は、民間主導により都市部を中心にめまぐるしいスピードで整備が進んでいますが、条件不利地域である山間部では採算性等の問題から民間事業者の進出が容易ではなく、都市部との格差が広がりつつあります。

こうした状況のなか、平成17年4月1日豊田市は近隣6町村（足助町、藤岡町、旭町、稲武町、小原村、下山村）と合併しましたが、その中には情報通信基盤整備に対して課題を抱える山間地域の町村が含まれ、これまで国や関係事業者等の動向を注視しつつ、愛知県とも連携を図りながら情報通信基盤整備に関する基礎的な調査・検討を進めてきました。

地上デジタル放送に完全移行する平成23年までに、関係住民のニーズ等を把握しながら、山間地域における地域情報通信基盤整備を進めていきます。

地域情報通信基盤整備エリア



図表 1-6 実施計画

主管課	企画課		
今後の取組み	CATVを活用した新たな市民サービスを検討する		
施策推進スケジュール	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	導入準備	導入・運用開始（利用促進PR）	

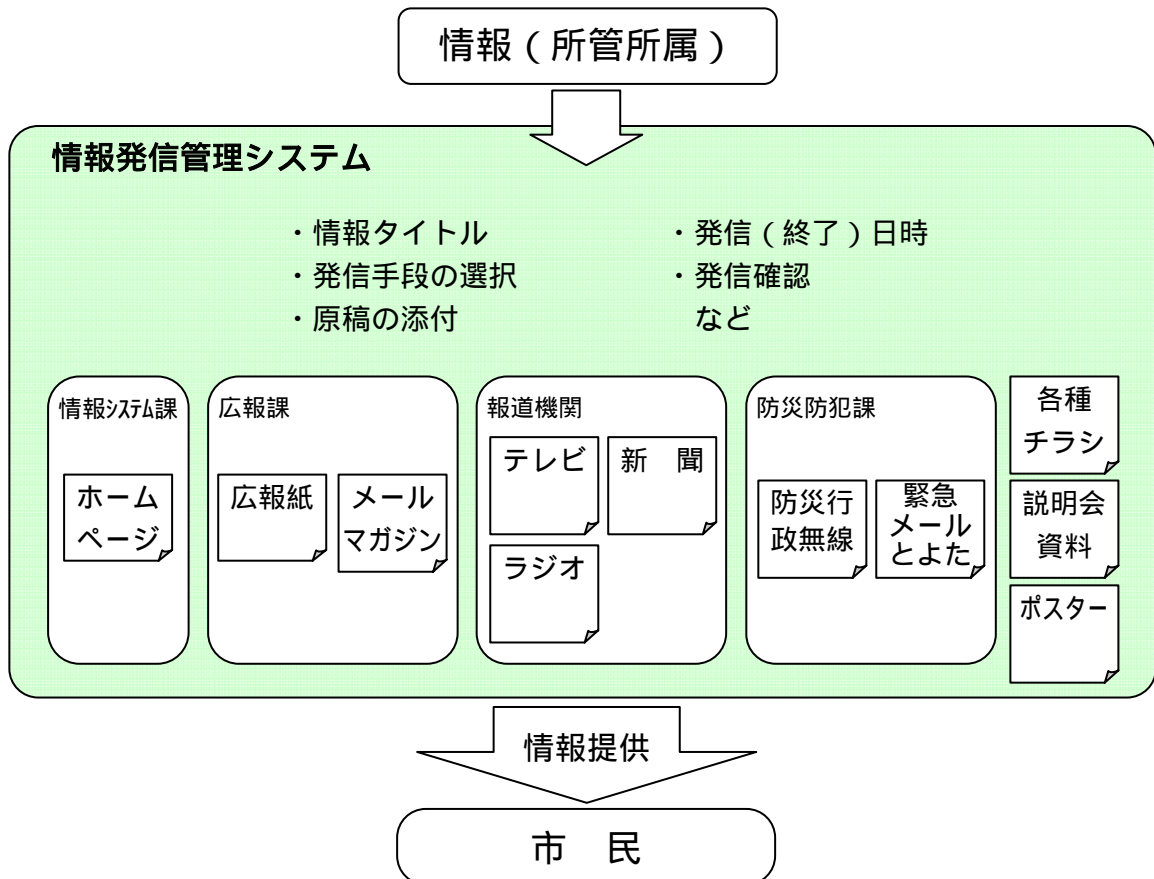
(7) 広報紙と豊田市ホームページの一体的運用による広聴広報機能の充実

豊田市から市民のみなさまへ多くの情報を正確に伝える手段としては、広く親しまれている「広報とよた」をはじめ、インターネットの急速な普及により大きく発展してきた豊田市ホームページ、地元ケーブルテレビ、ラジオなど多くのものがあげられます。

情報発信時にはそれぞれの手段に応じた関係機関への事務手続きを取る一方で、所管課の判断により直接市民に対して情報発信されるものがあります。時として発信手段相互の統括的な管理が不十分なため、伝えるべき内容が不足する、発信のタイミングが不適切である、誤った情報が残されている、といった問題が発生することがあります。

そこで、「手段」に依存するのではなく、「情報」を中心に、「伝える量、方法、対象、時期」を統括的に管理し、発信状況・作業進捗の確認、原稿等の二次的利用を円滑に行うことができるように情報発信管理システムを導入していきます。

全体のイメージ



図表 1-7 実施計画

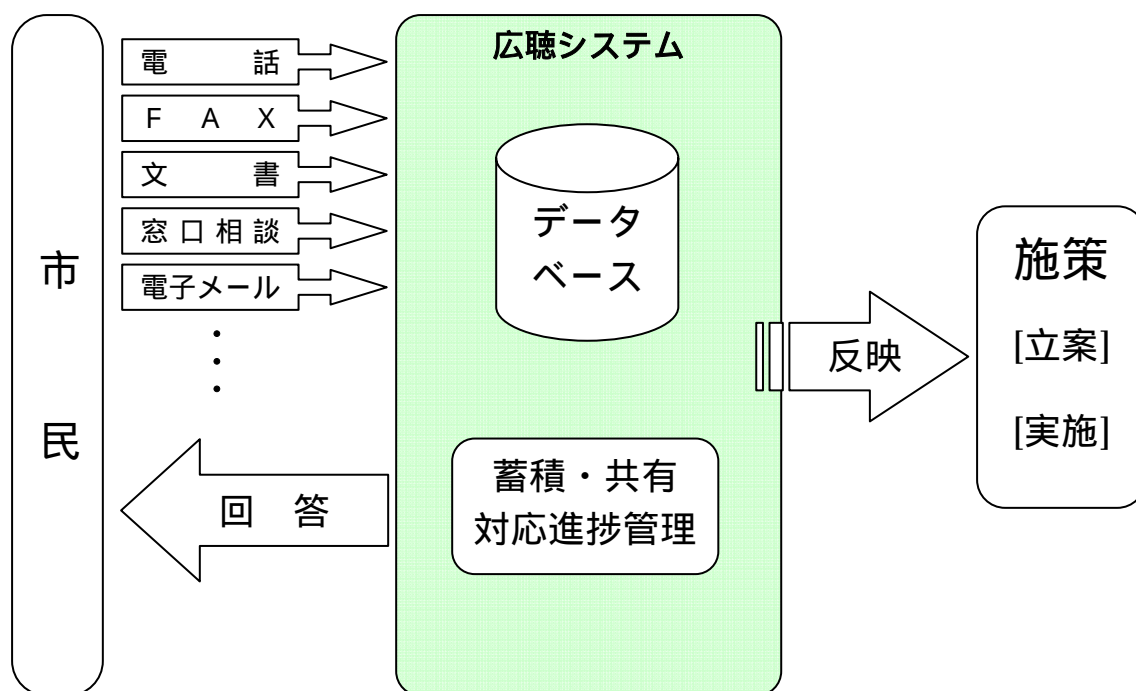
主管課	広報課、情報システム課		
今後の取組み			
施策推進スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	業務調整・要件定義	導入準備	導入・運用開始

(8) 広聴システムの導入

豊田市には住民のみなさまをはじめ、事業者、豊田市を訪れる方などから多くの「声」が寄せられています。日常生活の中で感じたことや疑問、各部課で進められる事業に対するご意見などが、電話をはじめとするさまざまな方法で寄せられていますが、これらについて個別に対応はしているものの、内容の趣旨や対応結果について体系的に整理し、他の事業や日常業務に十分生かされているとはいえません。

市に寄せられるお問合わせ情報を一元管理するとともに迅速に対応し、回答の品質向上と均質化を図りながら、市民のみなさまからの提言を蓄積し、関係部署で共有することで施策の立案、実施につなげられる広聴システムを導入していきます。

システム全体のイメージ



図表 1-8 実施計画

主管課	広報課		
今後の取組み			
施策推進スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	調査・研究	導入準備	導入・情報蓄積

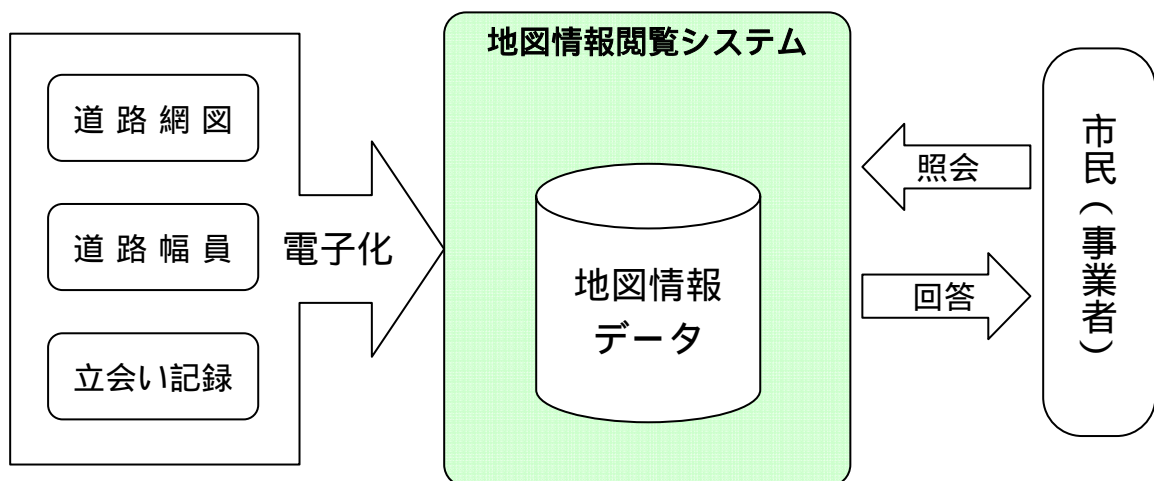
(9) 地図情報閲覧システムの検討、導入

建築・建設工事や宅地開発に伴い工事事業者や市民のみなさまから市道に関する問い合わせが多く寄せられます。市道は非常に多く、原図を用いた管理のため対応に時間を要しているのが現状です。

紙による原図管理をデジタルデータに加工し、道路網図や道路の幅員情報を一元管理することで、必要な情報を迅速に検索することができ各種照会業務に効率的な対応ができるシステムの導入を進めていきます。

また、市道や水路などと市民のみなさまの所有する土地との境界立会い記録も電子化を進め、将来に渡って正確な情報を提供することができるように管理システムを導入していきます。

システム全体のイメージ



図表 1-9 実施計画

主管課	土木管理課 他		
今後の取組み			
施策推進スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	導入準備	導入・運用開始	

2 行政基盤の充実

(1) 新財務情報システムの検討

昭和61年12月に予算編成業務から稼動した財務情報システムは、昭和63年4月には予算執行管理業務を、平成元年4月には決算管理業務を順次追加してきました。

当時としては画期的な、紙伝票と決裁には印鑑を必要としない電子決裁機能を備えたシステムとして、庁内業務のOA化に大きく寄与しました。その後、法律や制度改正に対応しながら、多くのシステム改修を経て現在に至っています。

長年にわたり財務会計業務を支える基幹システムとして利用されていますが、平成18年8月の総務事務次官通知により、平成21年度には貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務書類4表を公開するという新しい公会計制度に対応する必要があります。当面、その4表への対応は決算時の各種データからパソコンを利用したサブシステムで行うこととなっていますが、根本的な会計制度の違いへの対応については、いずれは避けることのできないものとなっています。

そこで、「現金主義・単式簿記」から「発生主義・複式簿記」を取り入れた会計制度に移行し、公会計改革に対応するためには、どのような財務情報システムが必要なのか、内部での開発だけでなく多くの事業者が提供するシステムを比較し、本市の実情にあうシステムを検討していきます。

図表 2-1 実施計画

主 管 課	財政課		
今後の取組み	本市の実情にあうシステムの検討		
施 策 推 進 スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	情報収集、調査		


(2) あいち電子調達共同システムの利用拡大

建設工事及び工事関係委託の電子入札システムについては、愛知県をはじめ県下71加盟団体で共同開発を進めてきた「あいち電子調達共同システム(CALS/EC)」が、平成18年10月から稼動しました。同年の建設工事の入札における5件の試行実施を皮切りに順次拡大し、平成20年度では、すべての入札案件を電子入札としました。平成21年度は、さらに効率的なシステムとなるよう機能アップを働きかけていくとともに、電子入札の運用等の見直しも行い、入札・契約事務量の削減を図ります。

一方、物品購入及びその他の業務委託については、平成20年8月に「あいち電子調達共同システム(物品等)」が稼動し、同年、物品購入の一般競争入札を14件、指名競争入札を13件、その他の業務委託の一般競争入札を4件、それぞれ試行実施しました。平成21年度は、一般競争入札の対象範囲を拡大するとともに指名競争入札も含め電子入札の実施件数を増やしていきます。

また、オープンカウンタ方式(物品購入の案件を公開して、参加を希望する者から見積書の提出を受け、最低の見積価格を提出したものを受注者と決定し契約する方法)については、平成20年度に本格実施しており、そのうち14件を電子入札で実施しました。平成21年度については、可能な限り電子入札を実施していきます。

図表 2-2 実施計画

主 管 課	契約課		
今後の取組み			
施 策 推 進 スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	随時、利用拡大 		

(3) 契約管理システムの導入

各事業者の入札参加機会の増加と入札の競争性や透明性の向上を目指し、インターネットを利用した電子入札の導入を愛知県及び県下の市町村（名古屋市、安城市を除く）と共同で取り組んできました。

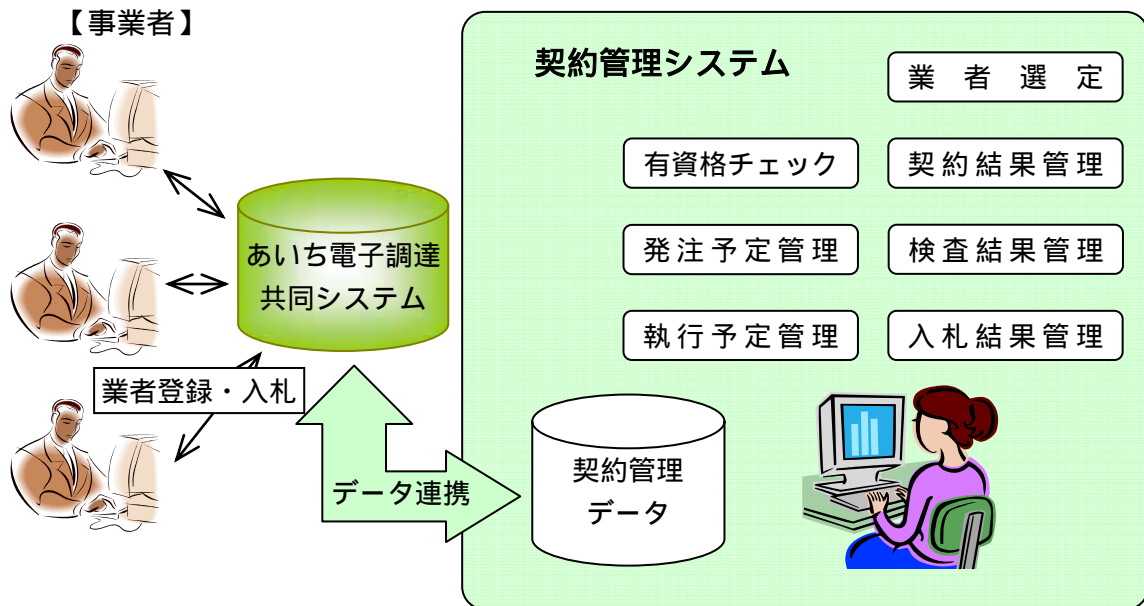
その結果、次のように電子入札システム（あいち電子調達共同システム）を稼動しています。

- ・平成18年10月 あいち電子調達共同システム（CALS/EC）による電子入札の開始
- ・平成20年 1月 あいち電子調達共同システム（CALS/EC及び物品等）による入札参加資格申請の開始
- ・平成20年 8月 あいち電子調達共同システム（物品等）による電子入札の開始

これら電子入札システムの導入により、入札参加者の利便性の向上とコスト縮減、電子媒体（インターネット）を利用した情報提供、情報の送信等による事務の効率化を図っています。

また、平成21年度から全契約種別に対応した契約管理システムを新たに導入することで、あいち電子調達共同システムとの連携強化による事務作業の円滑化・効率化と事務の統一化をさらに図っていきます。

全体のイメージ



図表 2-3 実施計画

主管課	契約課		
今後の取組み	システム利用の全庁（各所属）への展開		
施策推進スケジュール	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	導入・運用開始（随時、利用拡大）		

(4) 地域会議運営システムの構築

豊田市では、豊田市地域自治区条例に基づき、地域社会の住民自治力（地域力）を高めるため、市民とのパートナーシップのもとで最も効果的、効率的に地域課題の解消を図り、自信と誇りの持てる地域づくりを目指し、地域会議を設立しました。

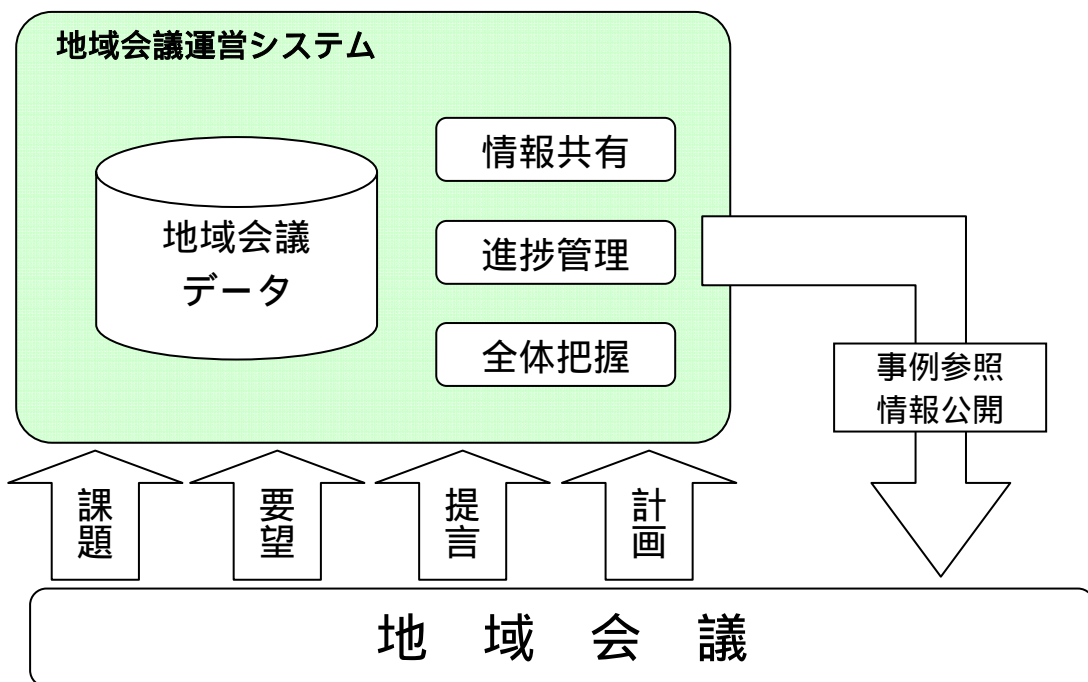
各地域会議では、それぞれの地域の抱える課題について解決するため、地域の実態や特性に合わせた事業を募集し実施しています。

地域会議での課題解決は各地域での対応が基本ですが、複数の地域に共通するものやいくつかの地域が連携して対応することがよいと思われるものもあります。

また、他の地域での実績や進捗を参考にすることで、より効果的に取り組みが進められることも予想されます。

そこで、各地域会議における課題や要望、提言について、その内容や現状、対応の状況や今後の計画について一元的に集約、蓄積し、必要に応じてホームページなどで情報の公開できるように標準的な管理が行える地域会議運営システムを導入していきます。

システム全体のイメージ



図表 2-4 実施計画

主管課	共働推進課		
今後の取組み			
施策推進スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	導入方針検討	導入準備	情報蓄積、利活用

(5) 電子納品保管管理システムの導入

道路や建物に関する公共事業では、調査、設計、工事などの各業務段階での成果を紙資料ではなく電子データで提出、納品することを国や県を中心に進めてきています。これらの電子データで納品されたものを単に保管するだけでなく、次の3点を目的とし、データを管理する仕組みを導入していきます。

データの再利用、二次利用

決められたルールでの電子化により、設計データを後の維持管理業務に再利用したり、基礎データとして二次利用します。

保管スペースの削減、省資源、管理コストの縮減

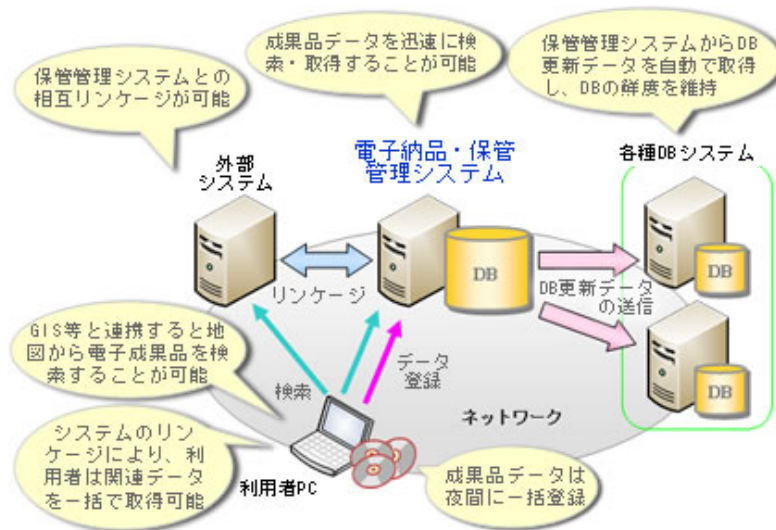
紙から電子化されることで保管場所を削減していきます。また、紙資源の削減により環境負荷の軽減、管理コスト縮減をしていきます。

事業関係情報の公表の迅速化

電子データによりホームページへの連携もしやすくなり、事業説明の迅速化を図ります。

また、システム導入後は蓄積されるデータの有効活用として、関係機関とのデータ交換、共有、連携や通常業務のみだけでなく災害時における応急、復旧業務への正確な基礎資料としての利用を検討していきます。

電子納品・保管管理システムの利用イメージ（国土交通省HPより）



図表 2-5 実施計画

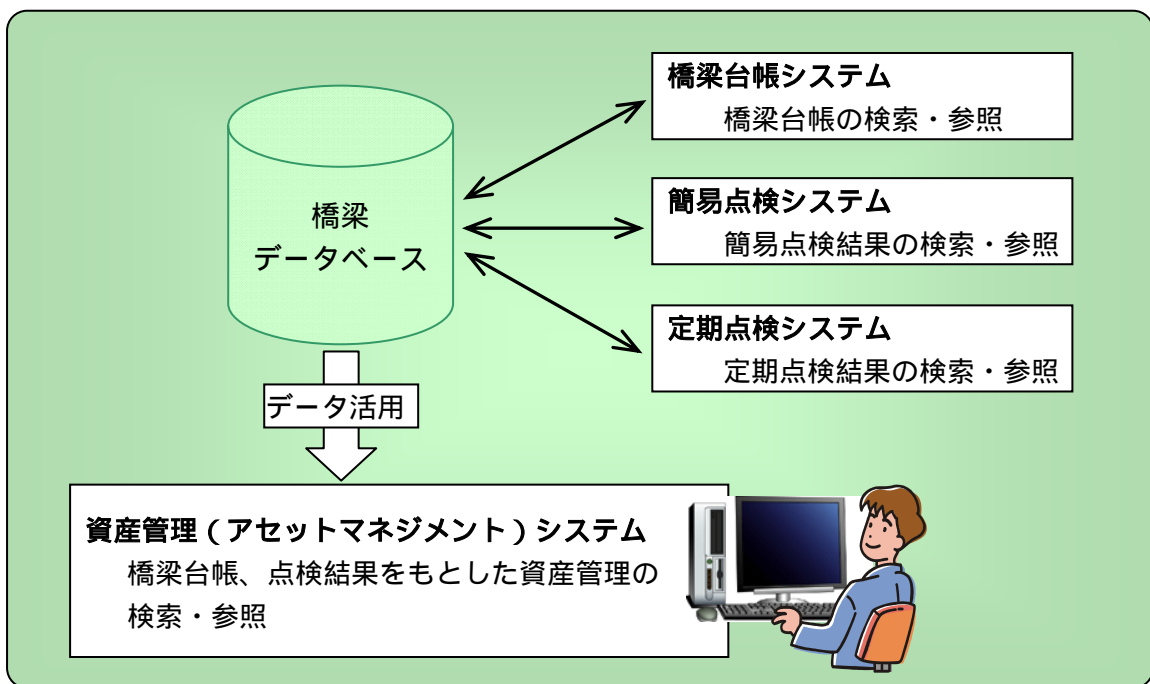
主管課	技術管理課		
今後の取組み	電子納品検査システムとの連携		
施策推進スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	調査・研究		導入準備

(6) 橋梁のアセットマネジメントシステムの設計、導入

平成17年4月の市町村合併により市域は大きく拡大し、矢作川を中心に多くの自然豊かな河川とともに1,500を超える橋梁を管理することとなりました。人の移動の基礎となる道路とならび、橋梁は欠くことのできない大切な資産です。

長い年月により橋梁は経年劣化や自然環境により損傷していきます。生活、交通の要として大切な資産である橋梁の維持管理を高度化・効率化することを目的として、橋梁台帳、簡易点検、定期点検などを一元的に管理するデータベースを基に、蓄積されたデータを活用して損傷状態のランク表示、優先すべき補修箇所の抽出、補修・補強予算の平準化などを行う資産管理（アセットマネジメント）システムを導入していきます。

システム全体のイメージ



図表 2-6 実施計画

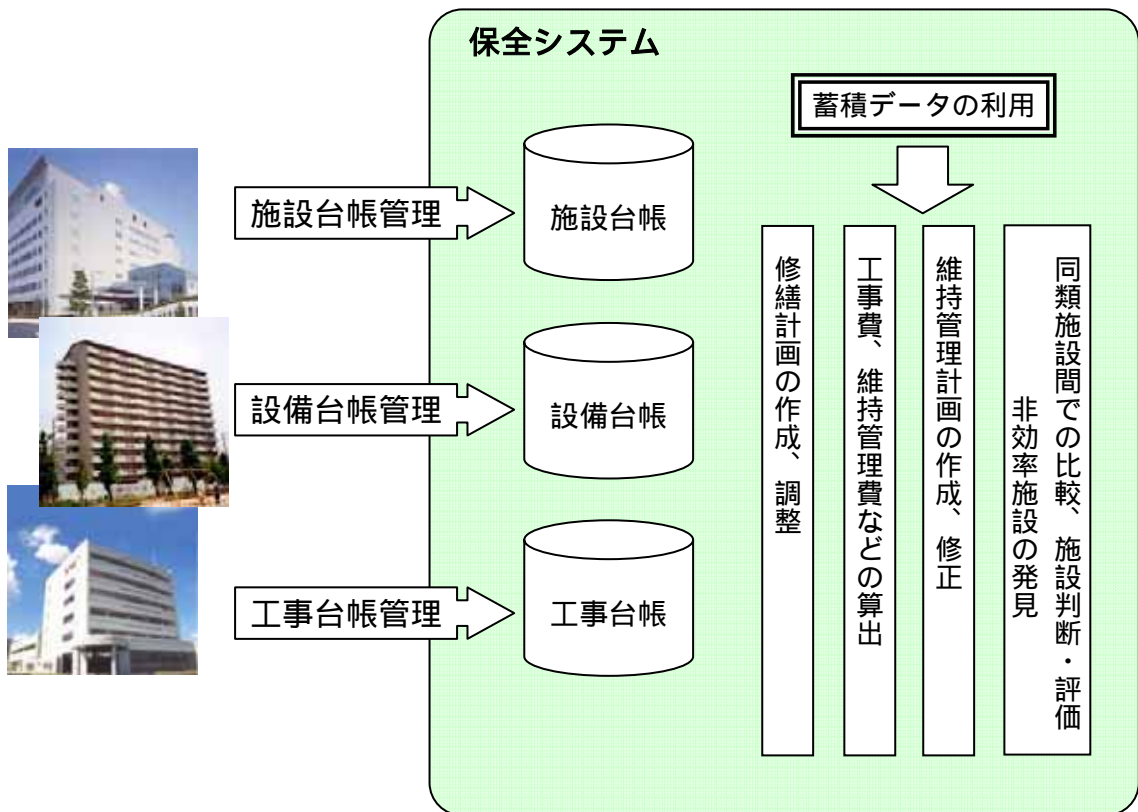
主管課	道路維持課		
今後の取組み	橋梁に関する情報の充実、情報の2次的利用		
施策推進スケジュール	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	導入準備	導入・運用	

(7) 保全システムの導入

豊田市では本庁舎をはじめとして多くの建物施設を保有しています。これらの建物施設には2つとして同じものはなく、その施設ごとにあった管理をする必要があり各所管課で行っているのが現状です。そのため一元的な管理が十分とは言えず、長期的な視点での維持・管理に必要な費用予測や、全施設の状態を考慮した効果的な修繕計画を立案することが難しい状況にあります。

そこで、施設の実情にあった計画的な維持・管理業務を、蓄積したデータを基に実施ができ、施設全体の長寿命化とトータルコストの縮減とコストの平準化を支援するシステムの導入を調査、検討していきます。

全体のイメージ



図表 2-7 実施計画

主管課	建築住宅課		
今後の取組み			
施策推進スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	情報収集・研究		導入システムの検討・選定

(8) 消防指令システムの更新

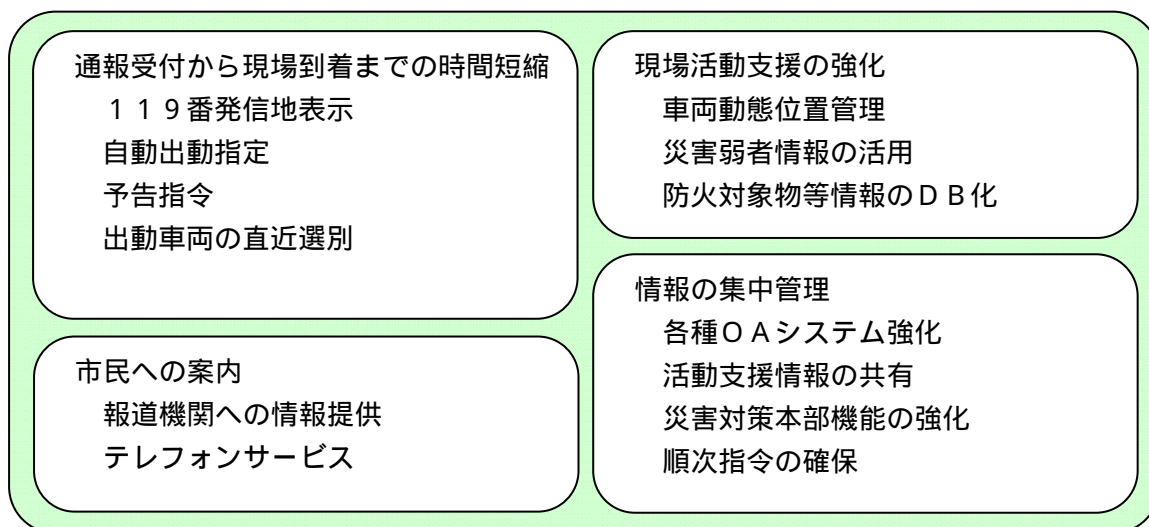
平成6年11月より稼動している豊田市消防指令システムは、24時間・365日稼動し停止することのできないシステムであり、機能維持のため2回の定期的な機器更新を経て現在に至っています。

平成17年4月の市町村合併と同時に旧足助消防本部を合併し、活動地域の拡大や携帯電話による消防業務に関する通報の増加などを含め、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

システム更新では単なる機能維持だけではなく、台風や地震等の自然災害、林野火災等の大規模災害への対応、山間地域での急病や事故に対する救命率向上を目指した十分な消防力の発揮、組織変更に伴う出動体制の変更等への早急な対応等ができるように、次の3つを主な目的としてシステム構築を進めていきます。

- 広域災害に対する指揮体制、応援体制を強化する
- ネットワーク強化により署所及び出動隊との情報共有を促進する
- システム改修費用と時間を軽減し、効果的な消防活動に連携する

消防指令システムの特徴



図表 2-8 実施計画

主管課	指令課		
今後の取組み	情報の早期更新		
施策推進スケジュール	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	導入準備	導入・運用(情報の充実、更新)	

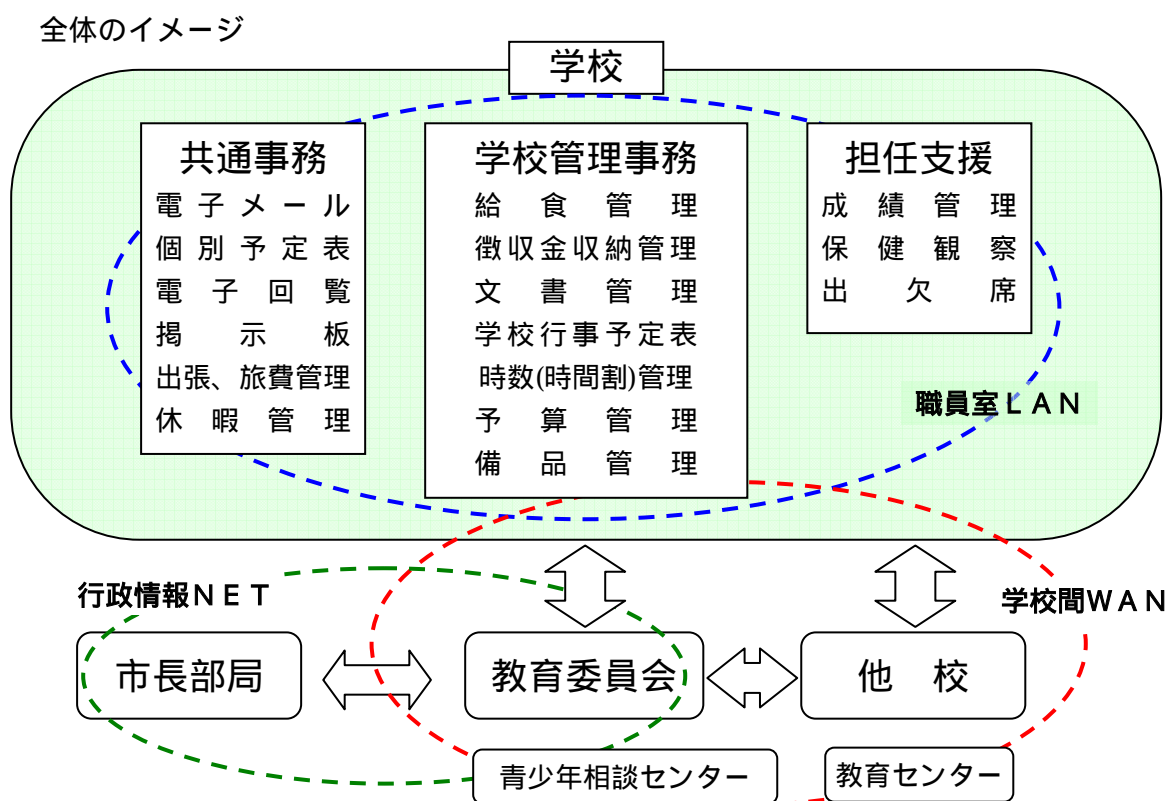
(9) 校務システムの導入

小・中・特別支援学校では、児童・生徒の出欠席や成績処理をはじめとしてさまざまな事務が行われています。一部ではコンピュータを利用したシステム化により省力化が図られていますが、全体を総合的に管理する仕組みがありませんでした。そこで、校務システムを導入し、学校内はもちろんのこと、学校間、教育委員会や市長部局を含めた情報連携をめざしていきます。

校務システムとは、いわゆる一般企業や地方自治体で使用されているグループウェアと呼ばれるシステムの学校版です。一般的なグループウェアが備える電子メール、掲示板、スケジュール管理等の機能に加えて、学級担任業務を支援するシステムや各学校に共通する事務を支援するシステムから構成されます。

校務システムにより情報の二重管理防止やネットワークを利用した自動集計・収集機能により教職員の負担を軽減し、児童や生徒とのコミュニケーションの時間を創出していきます。また共通事務については様式等の見直しを含め、標準化を進めていきます。

一方、システムでは児童・生徒の個人情報を扱うため厳格な利用制限を設けたり、ネットワークには専用線を使用するなどセキュリティには十分な対策をしていきます。



図表 2-9 実施計画

主管課	学校教育課		
今後の取組み	共通事務の標準化、システム化		
施策推進スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	モデル校導入・評価	中学校導入(1期)	小学校導入(2期)

(10) 大型コンピュータから小型コンピュータへのダウンサイジング実施

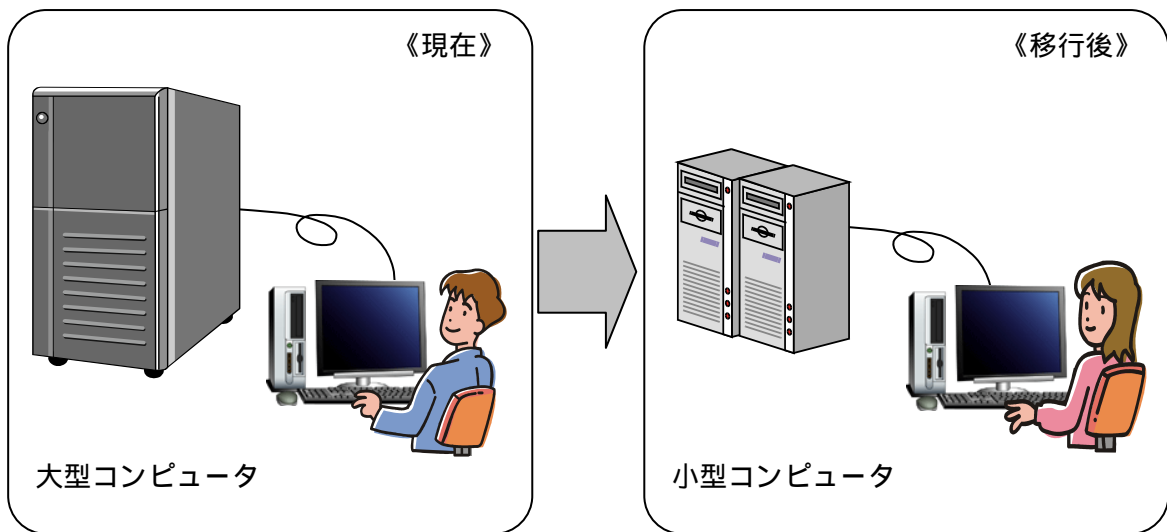
豊田市では、昭和46年12月に大型コンピュータを導入して以来、行政事務を効率的に遂行することを目的に、住民記録、市税、福祉を中心とした基幹業務システムのすべてを自主開発・運用・保守してきました。平成21年3月現在では、54の基幹業務システムが稼動しています。

大型コンピュータは、信頼性が高く、職員にとっても維持・管理しやすい機器となっています。

しかしながら、時代とともにIT技術の急速な進歩により、小型コンピュータの性能や信頼性が向上し、ハードウェア・ソフトウェアが低価格となり、高価な大型コンピュータから安価な小型コンピュータによるシステムに移行するユーザーが急増してきました。

豊田市においても、平成18年度に「豊田市基幹情報システム移行計画」を策定し、平成19年度より移行準備を進め平成22年1月全面移行を目標としています。

全体のイメージ



図表 2-10 実施計画

主 管 課	情報システム課		
今後の取組み	小型コンピュータによる新たなシステムの構築		
施 策 推 進 ス ケ ジ ュ ー ル	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	移行作業	移行・運用開始	

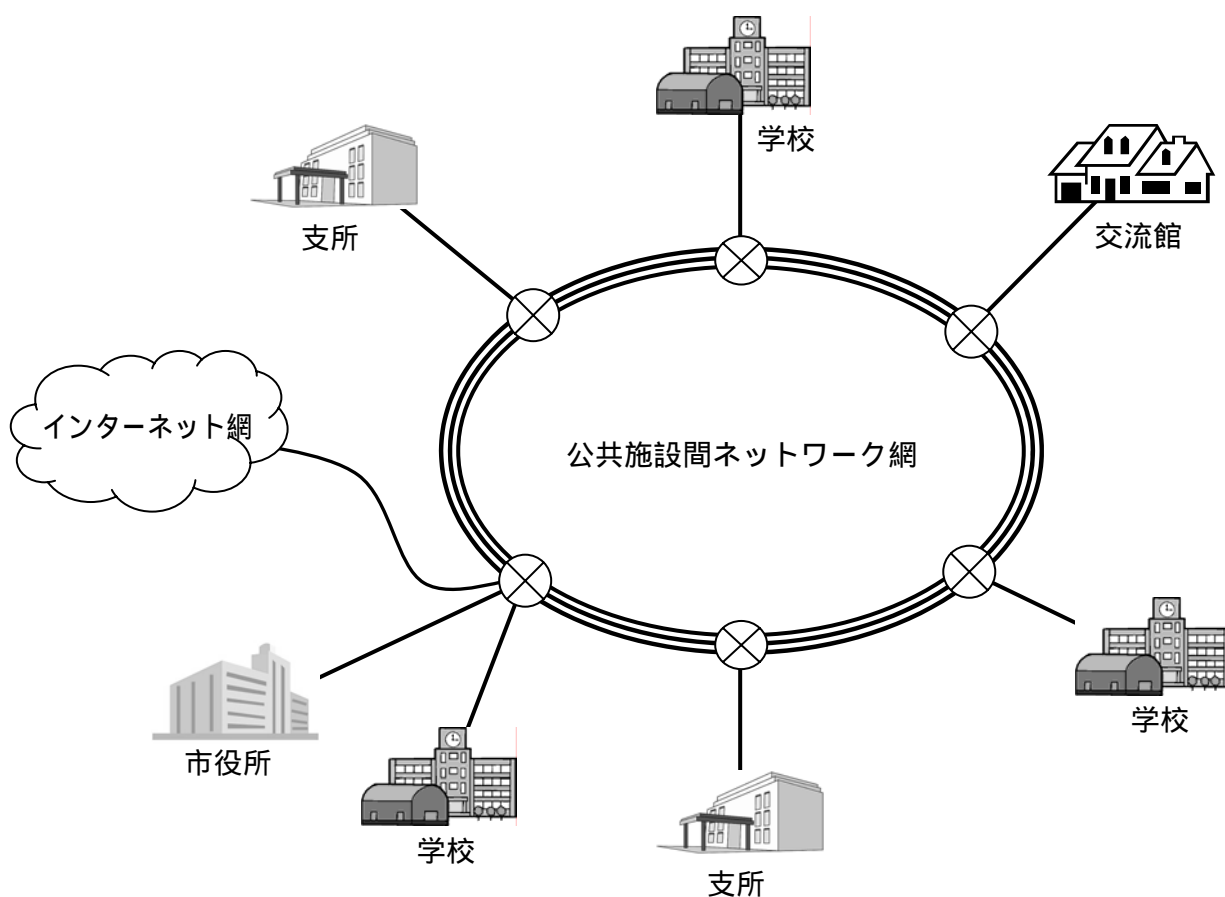
(11) 公共施設間情報通信基盤の整備

平成17年4月1日豊田市は、近隣6町村（足助町、藤岡町、旭町、稲武町、小原村、下山村）との合併により、小中学校を含め公共施設が84施設増加し、約300施設となりました。今後ますます高度化する行政サービスに対応するため、現在未整備である小中学校等を含めた豊田市全域の公共施設間に高度情報通信ネットワークを構築します。

新たなネットワークは、CATV事業者が提供する回線速度100Mbpsの光ファイバ専用線による通信サービスを利用し、今後増大する通信量に対し十分に対応でき、高い信頼性を持つネットワークとなります。

情報セキュリティを確保するために、インターネット回線とイントラネット回線は別回線とします。

全体の接続イメージ



図表 2-11 実施計画

主管課	情報システム課		
今後の取組み	施設の新設や廃止に迅速に対応		
施策推進スケジュール	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	移行作業		
	導入・維持管理		

(12) 基幹業務システムの構築計画策定

住民記録、市税、福祉を中心とした基幹業務については、大型コンピュータを利用してシステムを構築し、正確な情報管理、円滑な業務遂行を支援しています。

情報化施策 では各課の業務を支援する基幹業務システムのうち、国民健康保険システムと福祉医療総合システムの再構築を計画していました。

国民健康保険システムは昭和48年の稼働後、昭和59年のオンライン化、平成2年の再構築を経て現在に至っています。また、福祉システムは平成元年に稼働後、介護保険制度や障がい支援費制度の開始によりシステム改修を行い現在に至っています。いずれも、平成20年4月に開始した後期高齢者医療制度と医療制度の改正により大規模なシステム改修を行ったため再構築は順延することとなりました。

関係各課では医療情報と福祉情報をあわせて利用したい要望もあり、加えて健康・健診情報も含め総合的に利用できるシステムの必要性もでてきています。

この2システム以外にも稼働後の制度改正の積み重ねによるシステムの複雑化や、一部では制度との乖離が進んでしまったものもあり、いくつもの業務においてシステムの再構築が必要となってきました。

その一方で、平成21年末までに基幹業務を運用しているコンピュータを小型化するダウンサイジングを確実に完了する必要もあります。

そこで小型コンピュータでのシステム運用が安定した後、基幹業務について新規構築・再構築の必要性を調査し、具体的な構築に向けた計画を策定していきます。新しいコンピュータ環境での開発手法や手順についても構築していくこととします。

また、システム構築については職員による設計・開発を基本としてきましたが、自治体向けに提供されるパッケージソフトの中には本市の事務や要望に対応できるものもあるため、これらの利活用についても研究していきます。

図表 2-12 実施計画

主 管 課	情報システム課		
今後の取組み	市販パッケージソフトの利活用研究		
施 策 推 進 スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
		構築計画策定	システム構築

3 安全・安心な環境

(1) ICカードシステム(入退、PC管理)の更新

情報処理機器、インフラ、備品、庁舎及び個人情報、業務情報の保護を目的として、平成16年10月にICカードによる情報セキュリティシステムを導入しました。

PCセキュリティシステム

庁内LANに接続されたすべてのサーバ及びパソコンに対して「ICカードリーダー・ライター」を接続し、機器を使用する権限のない第三者が不正に利用することを防ぎます。

入退管理システム

本庁舎等の執務時間外出入口に「ICカードリーダー・ライター」を設置し、ICカードにより入退者の確認を行うと共に、入退者及び入退記録を行います。これにより本庁舎等への不正侵入を防ぎます。

人的適用範囲

人的適用範囲は、ICカードを発行する対象者です。正規職員だけでなく、市の情報資産にアクセスする可能性のある対象者はすべて適用範囲に含まれます。

具体的には次のとおりです。

- ・正規職員
- ・市議会議員
- ・特別任用職員
- ・臨時職員
- ・常駐業者
- ・常駐団体職員
- ・その他

平成22年度には導入から6年が経過するため、ICカード及びシステム機器の耐用年数を経過し更新が必要となるため、新たなシステムに更新していきます。

図表 3-1 実施計画

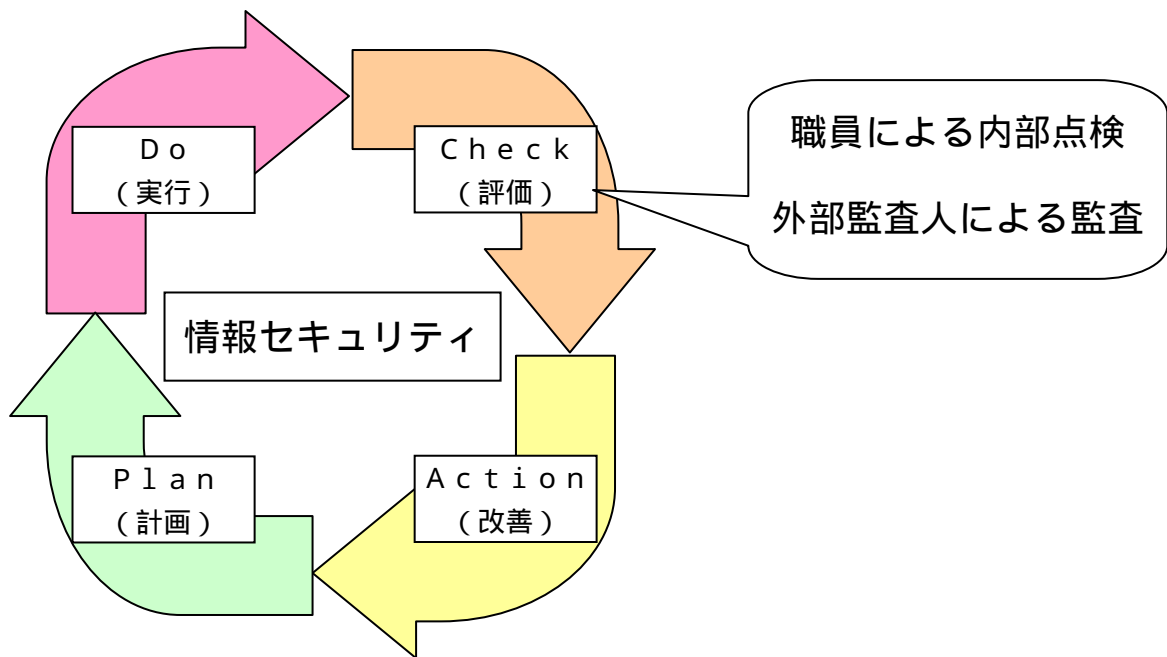
主 管 課	情報システム課		
今後の取組み	パスワードの定期的な更新を実施		
施 策 推 進 スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
		調達	導入・運用開始

(2) 内部点検や外部監査の実施

組織、体制、ルール（規程）等を整備すれば情報セキュリティは確保される、というものではありません。現在の状況を把握し、評価と改善を繰り返す「PDCAサイクル」を回転させレベルアップを図り続ける必要があります。このサイクルの中での評価については自分自身で実施する方法と客観的な立場から第三者に評価を実施してもらう方法があります。

情報セキュリティ基本方針に基づき、業務を進める中で考慮すべき点を定めた共通実施手順については、職員により管理台帳の整備や遵守状況を評価する「内部点検」を実施し、業務の実態に合わせたルールの改善を進めていきます。

本市では平成16年度は単独で、平成17年度からは愛知県及び県内市町村（名古屋市を除く）で組織する「あいち電子自治体推進協議会」に参加し、共同で外部監査人によるセキュリティ監査を実施し継続的な評価を行ってきました。いずれの監査においてもいくつかの問題点は指摘されましたが、重大な欠陥は発見されませんでした。今後も引き続き客観的かつ専門的な評価である「外部監査」を実施していきます。



図表 3-2 実施計画

主 管 課	情報システム課		
今後の取組み	継続的な取組みと、必要に応じた見直し。		
施 策 推 進 スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	内部点検(部分実施)	内部点検(全体実施)	
	外部監査		

(3) 職員に対する情報セキュリティ研修の継続的な実施

情報セキュリティは、規程整備やセキュリティ機器の導入のみですべてが対応できるものではなく、情報や情報システムを扱う職員の意識に大きく左右されるものです。

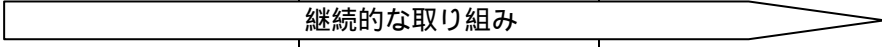
豊田市では、「豊田市情報セキュリティ基本方針」制定以後、様々な情報セキュリティ研修を開催し、すべての事務職員が受講しています。また、平成18年3月にはe-ラーニングシステムを導入し、本庁舎から遠隔地である支所職員等であっても本庁職員と同様な効果の得られるこのシステムを活用し効果をあげています。

しかし、情報セキュリティ意識は常に低下するものであり、継続的な啓発が必要であるため、今後も引き続き情報セキュリティ研修を開催していきます。

情報セキュリティ研修年間計画

コース名	開催時期	研修形態
新規採用職員研修	年1回(4月)	e-ラーニング研修
職員研修	年2回(上半期、下半期)	e-ラーニング研修
情報化推進員研修	年1回(8月)	集合研修
出前研修	随時(所属の要望により開催)	集合研修

図表 3-3 実施計画

主 管 課	情報システム課		
今後の取組み	継続的に研修を実施しセキュリティ意識の向上を図る		
施 策 推 進 スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	 継続的な取り組み		

(4) 豊田市情報セキュリティ基本方針の遵守

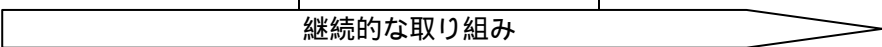
豊田市では、本市が保有する情報や情報システムの安全性を維持向上するため、平成15年8月に「豊田市情報セキュリティ基本方針」を作成し、これらの情報が、漏えい、改ざん、破壊されないよう次のとおり総合的かつ体系的な情報セキュリティ対策を進めています。

- 1 情報セキュリティに関し実施すべき項目を網羅した基本要綱と、具体的対策を確実に実行するための実施手順を定め、実践します。
- 2 基本要綱、実施手順は、実践結果の検証などにより定期的に見直し、情報セキュリティ対策の継続的な改善を進めます。
- 3 市長をはじめすべての職員が情報セキュリティの重要性を認識し、基本要綱と実施手順を継続的に実践するための研修、訓練を実施します。

豊田市の機関が実施すべき情報セキュリティ対策に関しては、「豊田市情報セキュリティ基本方針」に基づき「豊田市情報セキュリティ基本要綱」を制定しました。

基本方針、基本要綱などのセキュリティ文書は毎年定期的に、又は必要に応じて見直しを行います。

図表 3-4 実施計画

主 管 課	情報システム課		
今後の取組み	セキュリティ文書の継続的な見直し		
施 策 推 進 ス ケ ジ ュ ー ル	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	 継続的な取り組み		

(5) 情報システムに関する業務継続計画(BCP)の策定

豊田市は、東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定され、市の南西部では震度6弱以上の予測値が出されました。

また、地震だけではなく、水害、火災、感染症の蔓延等により市の施設、職員、依存するライフライン等が大きな被害を受けることも考慮しなければなりません。

地方公共団体は、災害時において地域住民の生命、身体の安全確保、被災者支援、企業活動復旧のために災害応急業務、復旧業務及び平常時から継続しなければならない重要な業務を実施していく責務を負っています。これらの業務の継続を確保するためには、近年において情報システムがまさに不可欠であり、災害時に情報システムが稼働していることは極めて重要です。そのため「情報システムに関する業務継続計画(BCP)」を策定する必要があります。

平成22年度実施する対象としては、情報システム課が管理する機器に限定して作業を進めます。

図表 3-5 実施計画

主 管 課	情報システム課		
今後の取組み	必要に応じて随時見直しを実施		
施 策 推 進 スケジュール	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
		検討・策定	運用開始

第 5 章

推進体制



情報化の推進体制

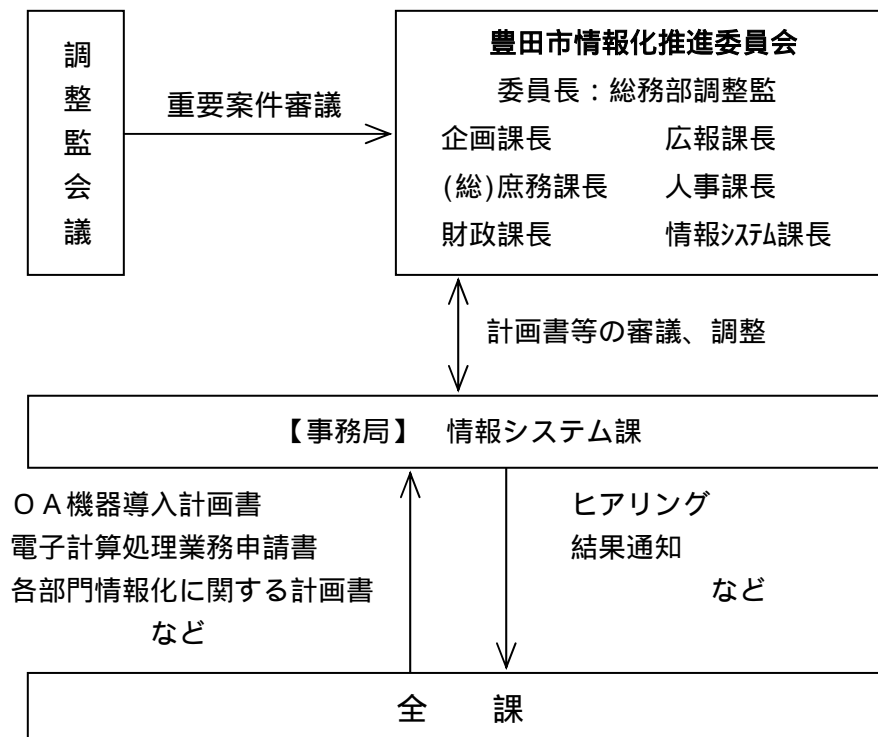
(1) 情報システム活用の適正化

豊田市における情報化の体系的な推進と高度化する情報システム（電子計算機、端末装置、及び記録媒体、情報を伝達するための機器及び電気通信回線並びにこれらの用に供するプログラム等からなるシステムをいう。）の活用について審議及び決定をするため、「豊田市情報化推進委員会」を設置しています。

審議及び決定する事項は次のとおりです。

- 1 市の情報化に係る構想及び計画に関する事項
- 2 市の情報化施策に関し各部局が統一的に取り組むべき事項
- 3 豊田市電子計算機処理管理運営規程第20条第1項に基づく電子計算機処理の決定に関する事項
- 4 情報システムの導入及び利用促進に関する事項

図表 5-1 情報化推進の組織・体制図

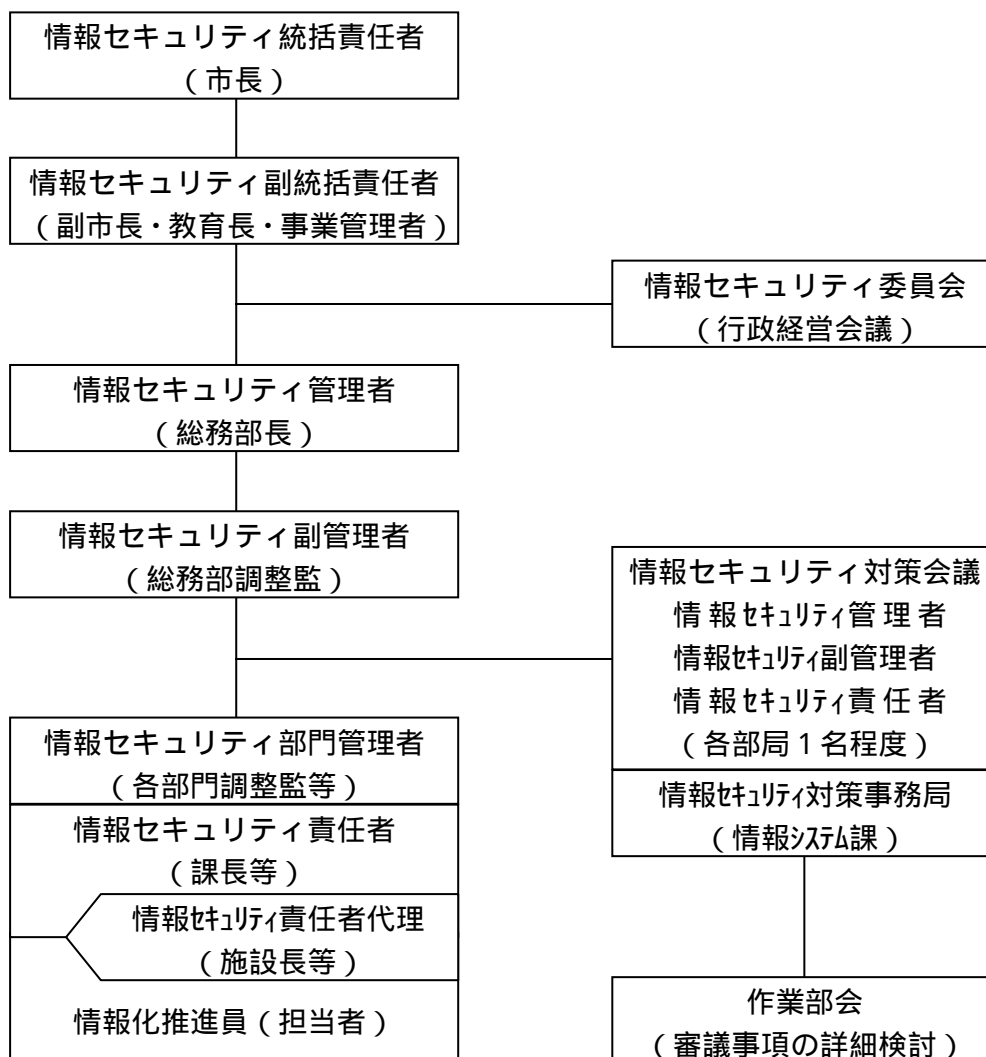


(2) 情報セキュリティ対策の推進

豊田市では、本市が保有する情報や情報システムの安全性を維持向上するため、平成15年8月に「豊田市情報セキュリティ基本方針」を作成し、これらの情報が、漏えい、改ざん、破壊されないよう次のとおり総合的かつ体系的な情報セキュリティ対策を進めています。

- 1 情報セキュリティに関し実施すべき項目を網羅した基本要綱と、具体的対策を確実に実行するための実施手順を定め、実践します。
- 2 基本要綱、実施手順は、実践結果の検証などにより定期的に見直し、情報セキュリティ対策の継続的な改善を進めます。
- 3 市長をはじめすべての職員が情報セキュリティの重要性を認識し、基本要綱と実施手順を継続的に実践するための研修、訓練を実施します。

図表 5-2 情報セキュリティ組織・体制図



用語集

<ア行>

アナログ波

値が連続的であること。連続的な値を用いて数量や状態を表現すること。現在は、デジタルでないという意味で使われることもある。

アセットマネジメント【asset management】

資産を効率的に管理・運用すること。

インターネット【Internet】

通信プロトコルTCP/IP（インターネットで標準的に使われる通信手順）を用いて全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピュータネットワーク。

インフラ【infrastructure】

基盤、下部構造などの意味を持つ英単語の略。ITの世界では、何らかのシステムや事業を有効に機能させるために基盤として必要となる設備や制度などのこと。

<カ行>

グループウェア【groupware】

企業内LANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化をはかり、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。

公会計制度

現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方公共団体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取り組みのこと。

<サ行>

スマートフォン【smart phone】

携帯電話にインターネットアクセスやスケジュール管理、アドレス帳など携帯情報端末（PDA）的な機能を組み込んだもの。

サテライト【satellite】

本体から離れて存在するもの。テレビ放送の受信をカバーするためのテレビアンテナのこと。

住基カード

住民基本台帳カードの略。その者に係る住民票に記載された氏名及び住民票コード等が記録されたICカードである。写真付きのものは身分証明書としても利用される。

<タ行>

ダウンサイジング【downsizing】

装置やシステムなどを小型化、軽量化、小規模化すること。ITの世界では、より小さなコンピュータに買い換えること。特に、1990年代に流行した、企業の情報システムを大型汎用機（メインフレーム）中心のシステムから、UNIXサーバやパソコンなどを組み合わせたシステムへの移行のこと。

単式簿記

簿記的取引をただ一つの会計表に記録・集計する方法のことをいう。資金の収支を重視し、財産・債務については収支の結果とする簿記方法である。

地上デジタル放送

陸上においてデジタル方式の無線局により行われるデジタル放送のことである。従来のアナログ放送より電波障害に強く、高音質な音声や多チャンネル放送・データ放送・双方向機能があることが大きな特徴である。

データベース【database】

複数のアプリケーションソフトまたはユーザーによって共有されるデータの集合のこと。また、その管理システムを含める場合もある。

データ放送

主にデジタルデータを送信することを目的とした放送である。

デジタル

工業的には状態を示す量を数値化して処理（取得、蓄積、加工、伝送など）を行う方式のこと。

電子決裁

書類、回議文書や帳票などの決裁のプロセスを電子化し、パソコン上で事務処理を行うようにすること。申請者がパソコン上で書類を作成し決裁プロセスを選択すると、決裁者にその内容が送られパソコン上で参照・承認を行うことができる。

<ナ行>

認証【authentication】

正当性を検証する作業。例えば、ユーザー名とパスワードの組み合わせを使って、コンピュータを利用しようとしている人にその権利があるかどうかや、その人が名乗っている本人かどうかなどを確認すること。

ネットワーク【network】

網という意味の英単語。複数の要素が互いに接続された網状の構造体。ネットワークを構成する各要素のことをノード、ノード間をつなぐ線のことをリンクという。

<ハ行>

ブロードバンド【broadband】

高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。

光通信

伝送媒体に光ファイバを利用した有線通信のこと。

複式簿記

すべての簿記的取引を、資産、負債、資本、費用又は収益のいずれかに属する勘定科目を用いて借方（左側）と貸方（右側）に同じ金額を記入する仕訳と呼ばれる手法により、賃借平均の原理に基づいて組織的に記録・計算・整理する方法のことをいう。

<マ行>

メールマガジン【mail magazine】

発信者が定期的にメールで情報を流し、読みたい人が購読するようなメールの配信の一形態。MM、メルマガと略されることも多い。

モバイル【mobile】

コンピュータシステムへのリモート接続を前提とする携帯用コンピュータ端末機器の総称、またはそれらの機器を使用して機動力を持たせたコンピュータシステムを指す。

<ヤ行>

ユニバーサルデザイン【Universal Design】

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

<アルファベット>

A D S L【Asymmetric Digital Subscriber Line】

電話線を使い高速なデータ通信を行う技術のこと。電話の音声を伝えるのに使わない高い周波数帯を使って通信を行うxDSL技術の一種で、一般の加入電話に使われている1対の電話線を使って通信する。

A T M【Automated Teller Machine】

現金自動預け払い機。通常、紙幣（及び硬貨）、通帳、磁気カード等の受入口、支払口を備え、金融機関や貸金業者、現金出納を行う業者の提供するサービスが、顧客自身の操作によって取引できる機会を指す。

M b p s【megabit per second】

通信速度の単位の一つで、1秒間に何百万ビットのデータが送れるかを表す値。

C A L S / E C【Continuous Acquisition and Life-cycle Support/Electronic Commerce】

CALSは「継続的な調達とライフサイクルの支援」、ECは「電子商取引」と日本語訳される。全体の概念としては、情報の電子化と共有により製品のライフサイクルの色々な局面でコスト削減・生産性の向上を図ることである。

C A T V【Community Antenna Television】

テレビの有線放送サービス。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。近年では多チャンネルや電話サービス、高速なインターネット接続サービスなどを武器に、都市部でも加入者を増やしている。

e-Japan 戦略

2001年に発表した日本を世界最先端のIT国家とすることを目指した政府の基本的構想。重点政策分野として、超高速ネットワーク基盤の整備・競争政策・電子商取引・電子政府の実現・人材育成の強化を挙げている。その後、2003年には「e-Japan 戦略」を、2006年には「IT新改革戦略」を発表している。

F T T H【Fiber to The Home】

光ファイバによる家庭向けのデータ通信サービス。元は、一般家庭に光ファイバを引き、電話、インターネット、テレビなどのサービスを統合して提供する構想の名称だったが、転じて、そのための通信サービスの総称として用いられるようになった。

H F C【Hybrid Fiber Coax】

C A T V網のネットワーク構成方法の一つで、光ファイバと同軸のケーブルを組み合わせたもの。1990年代半ば以降のC A T Vの標準的なインフラで、基幹部分に光ファイバを用い、光電気変換装置を介してユーザー宅の引き込みには同軸ケーブルを用いる。

I Cカード【integrated circuit card】

キャッシュカード大のプラスチック製カードに極めて薄い半導体集積回路（ICチップ）を埋め込み、情報を記録できるようにしたカード。電子マネーやテレホンカードなどに応用されている。ICカードは磁気カードに比べて100倍近いデータを記録でき、データの暗号化も可能なため偽造にも強い。

I D【Identification】

個体識別、利用者識別及びそのための符号のこと。

I S D N【Integrated Services Digital Network】

電話やF A X、データ通信を統合して扱うデジタル通信網のこと。

I T【Information Technology】

コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。

I T S【Intelligent Transport Systems】

I Tを利用して、輸送効率の向上、道路交通を快適にするための交通システム。

M P N【multi-payment network】

各種の料金・税金などの収納を行う収納企業・公共団体と各種金融機関をつなぐネットワーク。「いつでも・どこでも・かんたんに」支払いなどを行える体制を整えることが目的に構築された。

P D A【Personal Digital Assistants】

個人用の携帯情報端末。手のひらに収まるくらいの大きさの電子機器で、パソコンのもつ機能のうちいくつかを実装したものをいう。液晶表示装置や外部との接続端子を搭載し、電池や専用バッテリーで駆動する。

P H S【Personal Handy-phone System】

小型の電話機を携帯し、長距離異動した先で長距離間の通信するシステムのこと。また、その電話機自体やそれによる移動体通信サービスのこと。日本においては、電気通信役務の区分など法令上や公的な資料・統計においては、P H Sと携帯電話と明確に区別されている。

V P N【Virtual Private Network】

公衆回線をあたかも専用回線であるかのように利用できるサービス。企業内ネットワークの拠点間接続などに使われ、専用回線を導入するよりコストを抑えられる。



豊田市章

昭和26年11月制定したもので、昔この地が衣の里「拳呂母（ころも）」といわれたことから、“衣”という文字を図案化し、さらにそのなかに旧拳母藩主内藤家の御紋「」をほどこし、形取ったものです。豊田市は昭和33年まで拳母市と呼んでいました。

豊田市総務部情報システム課

〒471-8501

豊田市西町3丁目60番地

電話(0565)34-6611

E-mail : system@city.toyota.aichi.jp

URL : <http://www.city.toyota.aichi.jp/>

平成21年4月